

384-43



1200501455398

384

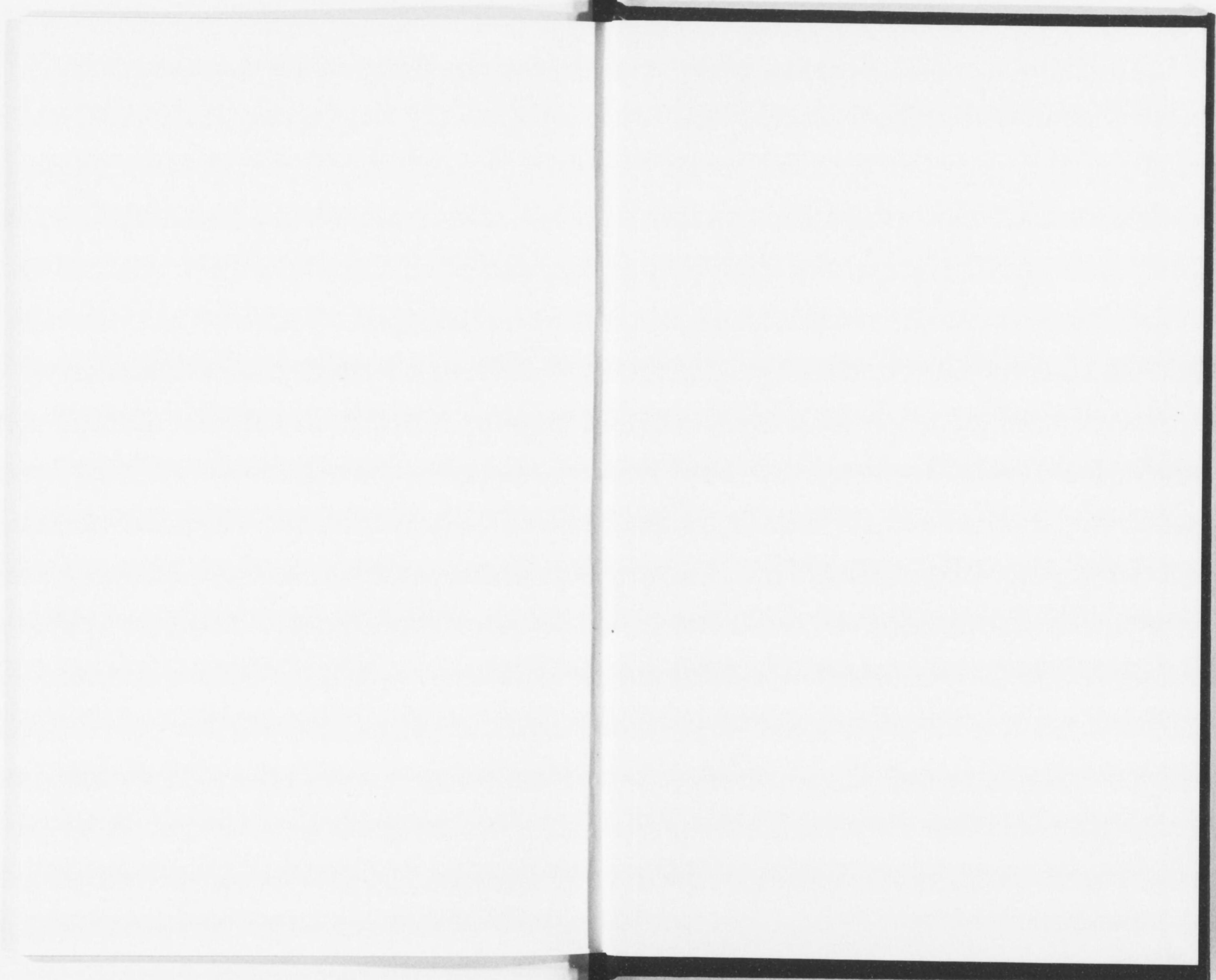
43



始









IT2M-93

384  
43



第六一  
孝明天皇御宇終篇







徳川慶喜(時軍將代)寫眞(公徳川慶光氏所藏)



384

43

國民史進  
程

昭和二年三月二十二日の朝、「近世日本國民史」第二十九冊「幕府實力失墜時代」を稿し了るや、予は記して曰く、

本日近世日本國民史第一期終了。回首大正七年以來已十年矣。歲月如流水、世間似走馬燈。唯予兀々著書。不知老將至也。

昭和二年三月念二朝

六十五翁蘇峰迂人

と。而して其翌昭和二年三月二十三日より孝明天皇御宇史第一卷を稿し始めた。爾來跋鼈千里の行程を辿り、孝明天皇期第三十二卷、「孝明天皇御宇終篇」を稿了したるは、實に昭和十一年五月九日であつた。即ち孝明天皇御宇史第三十二冊は、足掛十年、正味九年強の歲月を費してゐる。而して予も亦た七十四翁とな

## 孝明天皇御宇終篇 刊行に就て



つた。

孝明天皇  
御宇一代  
の多事

惟ふに孝明天皇の御宇の時間は、明治天皇の御宇の半にも達せず、弘化三年二月十三日御齡十六歳にして、踐祚あらせられ、慶應二年十二月二十五日の夜戌刻(世上には廿九日辰刻と發表)實算三十六にて、崩御あらせらるゝまで、足掛二十一年に過ぎない。然もこの二十一年間は、日本歴史の上に於て、最も混雜、沸騰、多事多難の時代にして、その始終宸襟を惱まし給ひしことは、後醍醐天皇の御世を聯想せしむ可き程であつた。固より孝明天皇の御宇には、北條高時もなく、足利高氏もなく、隱岐の御遷幸もなければ、吉野に行宮を營ませ給ふことも無かつた。然も後醍醐天皇の御宇には、未だ其の影さへも現はさなかつた外患は、二百餘年蓄積したる水勢が、堤防を決壊して、一時に汎濫、横流するが如き情勢を呈し來つた。而して外患と同時に、必然の勢をもて、内憂は生じ來つた。

\* \* \* \* \*

總ての運  
動天皇に  
出づ

その顛末は予が約十個年の歳月を費して、御宇史三十二冊に叙述したる通りなれば、今再び茲に之を繰り返す必要は無い。但だ此際に特筆す可きは、南朝史が後醍醐天皇を別にして、一頁をも記する能はざるが如く、癸丑、甲寅以來の歴史は、孝明天皇を擱きて、一頁をも記することは、不可能であるの一事だ。此の二十箇年間、内外の問題は、紛々として亂麻の如く、相ひ錯綜して、殆んど手を著くるの所無きに拘らず、仔細に點檢し來れば、一切の葛藤は、悉く皆京都を中心として發生し、且つ京都を中心として解決せざるものは無い。云ひ換ふれば、總ての運動は天皇より出で、且つ天皇を目標として出で來りたるものである。

\* \* \* \* \*

人物輩出  
孝明天皇の御宇の特色の一は、人物輩出である。江戸時代も元祿の峠を降れば、人物缺乏と云ふ程では無かつたが、如何にも其型が小さくなつた。乃ち二番生、三番生、やがては裏生となつた。然るに孝明天皇御宇に至りて、時艱は時艱に處するだけの人物を産出し、その型は必らずしも同一で無かつたが、其の銘々の



本領に於て、何れも巨器大才を輩出せしめた。然も彼等は實に孝明天皇の宸襟を安んじ奉らんが爲めに、發憤、興起したるものである。

志士の心

聞説今皇聖明德、敬天憐民、發至誠、鷄鳴乃起親齋戒、祈掃妖氛、致太平、從來英皇不世出、悠悠失機、今公卿安得天詔、勅六師、坐使皇威被八紘。

これは吉田松陰が嘉永六年癸丑十月朔旦、京都に於て鳳闕を拜したる際の詩の數節だ、而してこれは決して吉田松陰一人の心では無かつた。總ての志士の心が、皆な此通りであつた。

\* \* \* \* \*

孝明天皇御宇の遺産

若夫れ明治の元勳、功臣の大過半は、皆な孝明天皇の時代に於て、試験濟みの面である。岩倉、三條の如きは勿論、西郷、大久保、木戸の如きも、亦た固より然りとする。而して自餘明治の文化を裨補し、治教を翊賛したる者、亦た概ね然らざるは無し。福澤諭吉、中村敬宇、新嶋襄等の如きも、又た西周、加藤弘之の徒の如き、亦た明治時代が、孝明天皇の御宇より相續したるものにして、彼等は孝明天皇御

宇の遺産と云ふも不可なし。乃ち新聞界に於ける福地源一郎、栗本鋤雲、成嶋柳北等の如きも亦た然りとする。

\* \* \* \* \*

明治期の基礎

何れの時代も、前代に對しては債務者である。然も別けて明治時代の孝明天皇御宇に對する債務は、更に格段である。明治天皇の盛徳大業は、固より日本歴史の最高峰である。然も其の基礎工事の殆んど全部は、皆な孝明天皇時代に成就し、然らざれば準備せられ、計企せられ、用意せられたるものである。別言すれば、孝明天皇時代を閑却しては、到底明治天皇時代を諒解することは、不可能だ。これ予が尤も力を、孝明天皇の御宇史に用ひたる所以。而してこれが爲めに十年の歲月を費して、更らに悔いざる所以である。

\* \* \* \* \*

新時代に至る過渡期

孝明天皇の御宇は、舊時代が去りて、新時代が來らんとする過渡期である。古人の句に「菜の花や月は東に日は西に」とある。然も孝明天皇の時代は、此の句にて



は、未だ十分に説明は出来ない。何となれば、幕府の月は方さに没せんとして、天皇親政の日は、漸く曙光を發せんとする際であつたからだ。即ち幕府の残月を送り、皇政の旭日を迎へんとするの際であつたからだ。されば一方に於ては、壞廢、衰亡の悲觀的光景が、排列せられつゝあるに拘はらず、他方には新興勢力の雲蒸龍變せんとする朕兆が、隱々として既に掩ふ可からざるの状態を呈しつゝあつた。されば或者は今や世の終りであると啣つものあれば、或者は今や世の始まりであると悦ぶものもある。所謂る明暗、死生、浮沈、興亡、一時に出て來りたる時代である。されば其の推移の際に於て、智者も其智を施す能はず、勇者も其勇を用ふる能はず、何れも大勢に壓迫、抑制せられて、各各其の行き著く可き標點に行き著いた。

天皇御體  
性

申すも畏れ多きことながら、孝明天皇は、全くこの時代の爲めに、御身を以て犠牲と爲し給うた。而してそれがやがて明治天皇の御上に報ひ來りて、明治の昭

代は打出せられ來つた。されば明治天皇の御一念が、恒に先皇の上にあらせられたのは、恐れながら良とに御大孝の盛事と申さねばならぬ。而して世の史家たるものは、須らくこの孝明天皇御宇史と、明治天皇御宇史との間に、至緊、至密の關係あることを會得して、其の聯絡、接續の經緯、曲折を研究し、闡明せねばならぬ。明治天皇御登遐の際に、明治神宮建立の事を江湖に向つて、唱説したる著者が、更らにこの數年來、孝明天皇の神社建立を絶叫したるも、畢竟如上の理由あるが爲めだ。

昭和十四年一月七日、大森山王草堂に於て

蘇峰七十七叟



## 例言

- 一 本篇は修史第二期、孝明天皇時代第三十二冊、織、豊、徳以來通算第六十一冊。
- 一 孝明天皇御宇史は本篇を以て完結と爲す。
- 一 現在第六十二冊明治天皇御宇史第一冊、孝明天皇崩御後の形勢第二冊、新政曙光篇第三冊、大政返上篇第四冊、皇政復古篇第五冊、皇政一新篇第六冊、官軍東軍交戦篇第七冊、官軍東下篇第八冊、新政内外篇第九冊、關東征戦篇第十冊、奥羽和戦篇第十一冊、奥羽戦争篇第十二冊、會津籠城篇第十三冊、北越戦争篇第十四冊、奥羽平定篇を稿了し、今や第十五冊、通算第七十六冊、函館戦争篇を稿して、其の半を過ぎた。
- 一 本篇、孝明天皇御宇終篇は、昭和十一年一月二十一日起稿、同五月九日稿了。
- 一 孝明天皇御宇約二十一年間の歴史は、實に三十二冊に及んだ。今や明治天皇御宇史は、既に十五冊に至り、未だ明治の初期を離れず、日暮道遠、前途望



洋の嘆を免れず然も命に任せて牛歩徐行せんのみ。

昭和十四年一月初七日大森山王草堂南軒の冬日親しむ可き  
窓下に於て

蘇峰七十七叟

近世日本  
國民史  
孝明天皇御宇終篇 目次

第壹章 大久保の幕府對抗運動 …………… 一

一 慶應二年下半年期の形勢 …………… 一

天下二分の形勢〔一〕 幕府側と否幕府側〔二〕 否幕府側の勢力〔三〕 偉大なる  
否幕側〔三〕 薩の態度〔四〕 朝廷に於ける否幕派勢力〔四〕 英否幕側同情〔五〕

二 大名召集に關する大久保の書翰 …………… 六

諸大名召集一件〔六〕 召集延引〔六〕 橋公心術〔七〕 決斷の急要〔七〕 好機利  
用の策〔八〕 肥薩接近の傾向〔九〕 大決策の要〔一〇〕

三 京都の近狀を報ずる大久保の書翰 (一) …………… 一一

慶喜言上の表裏〔一一〕 春嶽久光上京を待つ〔一二〕 殿尹關係〔一三〕 薩藩の  
尹宮忌避〔一三〕 原運動封じ策〔一四〕

目次



四 京都の近状を報ずる大久保の書翰 (二)……………一五  
裁決中止建白(一五) 徳大寺等建議本文(一六) 議傳兩役の申渡(一七) 原の策動(一七) 上京催促(一八) 大久保の計企(一八)

五 松平春嶽、島津久光の上京を促がす ……………一九  
京都に於ける薩幕對立(一九) 春嶽の薩懷柔策(一九) 春嶽久光に情報(二〇) 慶喜側近者の考(二一) 春嶽久光上京催促(二一) 上京急要(二二)

第二章 徳川慶喜の参内……………二三

六 横井小楠の時局匡正意見……………二三  
第三者の薩幕對立觀(二三) 小楠書簡(二三) 久光呼上せ案(二四) 凶を吉となすの策(二四) 京都三角同盟の堅固(二五) 春嶽歸國願(二五) 春嶽福井著(二六)

七 徳川慶喜参内防止の運動……………二六

八 原市之進の意見……………三二  
双方暗中飛躍(二七) 山階宮の關白出仕勸説(二七) 山階宮慶喜参内内諾(二八) 近衛の山階宮詰問(二九) 宮御答(二九) 傳奏迷惑(二九) 宮の原諒旨(三〇) 慶喜参内中止(三〇) 註 慶喜参内に付き見親王御意見(續再夢紀事)……………三一

九 徳川慶喜の御禮参内……………三六  
慶喜参内を希望(三二) 参内の必要(三三) 薩の陰險(三四) 薩の轉向(三四) 薩の陰謀数々(三五) 原對大久保(三六)

九 徳川慶喜の御禮参内……………三六  
妨害運動無効(三六) 近衛大久保に強ひらる(三七) 山宮と薩摩(三七) 薩と山困りもの(三八) 除服出仕被仰出(三九) 慶喜参内(三九) 隨從行装(四〇)

第三章 二條關白の再出……………四一

一〇 二條關白への宸翰……………四一  
主上列參御深憂(四一) 宸翰(四一) 大原の態度に主上困惑(四二) 止むなく



大原引見(四三) 今後大原面會一切斷絶(四三) 關白との面談期待(四四) 關  
 白入赦免断じて不可(四四) 主上固く二條信頼(四五)

一一 二條關白の出仕と反對派の處罰……………四五

二條容易に出仕せず(四六) 二條邸勅使出向(四六) 二條出仕決定(四七) 列  
 參面々處分(四八) 處分御書付(四八) 處分面々(四九)

一二 山階宮勅勘の内情……………五一

意外の御處分(五一) 關白にも意外(五二) 原の策動か(五三) 蟄居御仰出  
 (五三) 朝彦親王進退何(五四) 右却下(五五)

註 常陸宮蟄居被仰出〔續愚林記〕……………五五

一三 勅勘事件の餘波 (一)……………五六

中山の慨嘆(五六) 矢張徳中言上か(五七) 忠房の行動御戒筋(五七) 何ぞ薩  
 藩を恐れん(五八) 忠房勅王道薄(五八) 聖意一斷不動(五九) 宸怒の理由(五  
 九)

一四 勅勘事件の餘波 (二)……………六〇

一五 大名召集の失敗……………六四

兩役の宸編修正(六〇) 御趣旨頗る緩和(六一) 關白亦恐縮(六一) 修正文提  
 示賛成(六一) 嚴命却て煩擾を生ぜん(六二) 關白の後悔(六三)

召集面々(六四) 上京者寥寥(六五) 其の理由(六五) 諸大名の感情(六六)  
 原の言動(六六)

第四章 徳川慶喜の將軍宣下……………六九

一六 大久保一藏の近衛忠房への建白……………六九

原の運動(六九) 大久保の阻止(六九) 大久保近衛に運動(七〇) 大久保の意  
 氣込(七一) 大久保また近衛に進言(七一) 幕府運動朝議動搖(七三) 憲應確  
 定進言の依頼(七三)

一七 將軍職宣下の前提……………七四

原運動の効果(七四) 一切徳川氏に有利(七五) 岩倉幽居警守(七五) 薩藩黨没  
 落(七六) 志士出入却て便(七六) 慶喜意志一變(七七) 原猛運動亦當然(七  
 八)



一八 將軍宣下の促進……………七八

諸侯將軍宣下希望〔七八〕 右の當然〔七九〕 二條、尹宮亦就職勸告〔八〇〕 將軍宣下促進の一動機〔八〇〕 慶喜外使引見請願〔八一〕 右請願書〔八一〕

一九 將軍宣下に關する諸建白 (一)……………八二

將軍宣下の必要〔八二〕 宣下必須の勢促進〔八三〕 紀伊侯建白〔八三〕 尾張慶勝建白〔八四〕 四海動搖防止の爲〔八五〕 有力なる聲援〔八六〕

二〇 將軍宣下に關する諸建白 (二)……………八六

前田氏の上書〔八六〕 松山侯の上書〔八七〕 慶喜の資格充備〔八八〕 津山藩主上書〔八九〕 形勢馴致〔九〇〕

註 筑前世子黒田慶賛上書〔平山敬忠日記〕……………九〇

二一 徳川慶喜將軍宣下……………九一

宣下内意傳達〔九一〕 慶喜御請内言上〔九二〕 補任御沙汰〔九三〕 慶喜の外國好き〔九四〕 中山忠能の憤慨〔九四〕 慶喜聰明〔九四〕

第五章 孝明天皇崩御……………九七

二二 主上御發病 (一)……………九七

主上御發熱〔九七〕 病を力めて御神樂臨御〔九七〕 御熱氣御強〔九八〕 御匙并診〔九九〕 御痘〔九九〕 御たち宜しからず〔一〇〇〕

二三 主上御發病 (二)……………一〇一

御病狀順當〔一〇一〕 御發痘の原因〔一〇二〕 慶喜參内〔一〇二〕 御見舞献上〔一〇三〕 供御召されず〔一〇三〕 尹宮御進献〔一〇四〕 伺公申入〔一〇五〕

二四 主上の崩御 (一)……………一〇六

祈願無効〔一〇六〕 親王御出〔一〇六〕 火飛來〔一〇七〕 御大事〔一〇七〕 存外御重痘〔一〇八〕 登退風聞〔一〇九〕

二五 主上の崩御 (二)……………一一〇

崩御御時刻〔一一〇〕 中山慶子哀悼〔一一一〕 中山忠能憂慮〔一一一〕 敏宮參



内(一一二) 親王踐祚の宣(一一三)

二六 主上崩御の公表……………一一四

御喪發表(一一四) 皇太子御愁傷(一一五) 御喪ならず(一一五) 慈淚絞袖(一一六) 御一代御あらし(一一六) 御奉葬(一一七)

第六章 孝明天皇崩御の影響……………一一九

二七 主上の崩御と岩倉具視(一)……………一一九

岩倉最も失望(一一九) 遁世を欲す(一一九) 煩悶知るべし(一二〇) 中御門忠告(一二一) 新主に忠義を勸告(一二一) 新主補佐前例(一二三) 註 天皇崩御に付岩倉具視の悲嘆(岩倉公實記)……………一二三

二八 主上の崩御と岩倉具視(二)……………一二四

善後策商量(一二四) 岩倉建言書起草(一二五) 大久保岩倉宛狀(一二六) 岩倉宛罪赦免企圖(一二六) 寧ろ沈黙を勧む(一二七) 忍耐勸告(一二七) 岩倉大久保交友の初め(一二八)

二九 賀陽宮の進退……………一二九

正義派善後策(一二九) 中御門岩倉宛狀(一二九) 尹宮の出仕を欲せず(一三〇) 會津の尹宮出仕運動(一三一) 會藩士原を説く(一三一) 慶喜尹宮出仕希望(一三二) 野宮と尹宮(一三三)

三〇 御陵制の復古……………一三三

戸田上申(一三三) 茶毗常例(一三三) 茶毗式を存す(一三四) 御陵築造願(一三五) 復古の實行(一三五) 茶毗規式廢止願(一三六) 右意見採用(一三七)

三一 外人の眼に映じたる崩御……………一三七

崩御の影響(一三七) 慶應年間國民の皇室觀(一三八) 外人の觀察(一三八) 人心哀痛(一三九) 初めての痘感染(一四〇) 帝王御痘近例(一四〇) 日本國民の信念(一四〇) 帝命絶對(一四一) 坊間風説(一四一) 註 幕府衰亡の運促進(幕府衰亡論)……………一四二

第七章 孝明天皇の御一代……………一四三



三二 孝明天皇と金甌無缺の國體擁護……………一四三

未曾有の御治世〔一四三〕 天皇の責任觀念〔一四四〕 天皇と幕府〔一四四〕 局面打破の御考無し〔一四五〕 三條等の過激御厭ひ〔一四五〕 幕府には御不満〔一四六〕 討幕御心なし〔一四六〕 對外御關心〔一四六〕

三三 平和的攘夷……………一四七

外國交通御嫌ひ〔一四七〕 天皇御惱の因〔一四七〕 天皇と他の攘夷派との相違〔一四八〕 御思想の矛盾〔一四八〕 攘夷派の味方〔一四九〕 開國派の味方〔一四九〕 御立場の推移〔一四九〕 論理的不一貫亦當然〔一五〇〕

三四 所謂る反覆論旨の解説 (一)……………一五一

宸意一貫〔一五一〕 結果は不一貫〔一五一〕 當局苦心の點〔一五二〕 石清水行幸の際の御苦心〔一五二〕 表裏の相違〔一五三〕 幕府打倒を欲せず〔一五三〕 聖旨端倪難〔一五四〕

三五 所謂る反覆論旨の解説 (二)……………一五四

決して反覆ならず〔一五四〕 三條の無理強ひ〔一五五〕 御取消難〔一五六〕 慶

喜立場の苦心〔一五六〕 現状保守御思想〔一五八〕

三六 所謂る反覆論旨の解説 (三)……………一五八

外人犬猫視〔一五八〕 上下皆然り〔一五九〕 聖明禱補の臣なし〔一五九〕 御思想進歩の機會なし〔一六〇〕 彼理を禽獸視〔一六一〕 慶喜亦直言上申の志を缺く〔一六一〕

三七 所謂る反覆論旨の解説 (四)……………一六二

御包容の大〔一六二〕 御思想單純ならず〔一六三〕 複雑の宸念〔一六三〕 環境の御影響〔一六四〕 主上の精神的御不自由〔一六四〕 歴世慣習變更難〔一六五〕 御苦心拜察〔一六五〕

三八 主上と開國思想……………一六六

幕府の責任〔一六六〕 對外御觀念改企圖の失敗〔一六七〕 長藩士長井の試み〔一六七〕 幕府約束手形濫發の因〔一六八〕 朝廷對外知識者無し〔一六八〕 朝廷多くは西洋嫌ひ〔一六九〕

三九 孝明天皇と其の周邊……………一七〇



若しも〔一七〇〕 啓沃可能の人〔一七〇〕 岩倉對外觀未熟〔一七一〕 横井と橋本〔一七一〕 御精神御非凡〔一七二〕 御老成〔一七二〕 御性質猛烈〔一七三〕 御輪郭の大〔一七三〕

四〇 孝明天皇と皇權擁護……………一七四

朝權擁護御森嚴〔一七四〕 重臣に對する御態度〔一七四〕 尹宮に對する御態度〔一七五〕 幕府の對朝廷態度〔一七六〕 御禮徳老成〔一七六〕 和宮に就ての御警告〔一七七〕

四一 孝明天皇と人君の天職……………一七八

國體擁護の御熱心〔一七八〕 天職御自覺〔一七八〕 御製〔一七九〕 泰平御祈願〔一七九〕 内外御焦慮〔一八〇〕 宇佐八幡奉納御製〔一八一〕 回天事業の大原動力〔一八二〕

第八章 幕末期の人物……………一八三

四二 徳川幕府政權の失墜……………一八三

御一代間の多事〔一八三〕 一切機構更改〔一八四〕 漸次に幕府政權失墜〔一八四〕

自然の結果幕權削小〔一八五〕 政權漸次に返上〔一八五〕 自然の成行〔一八六〕

四三 人材の黄金時代(一)……………一八七

幕府人材多し〔一八七〕 阿部正弘の政治的手腕〔一八七〕 開國家堀田正睦〔一八八〕 井伊直弼〔一八八〕 安藤信睦〔一八八〕 老中以下の人物〔一八九〕 幕府の努力〔一九〇〕

四四 人材の黄金時代(二)……………一九一

諸奉行中の人物〔一九一〕 前に岩瀬後に小栗〔一九一〕 岩瀬小栗の眞價〔一九一〕 栗本の岩瀬評〔一九二〕 岩瀬の功績〔一九三〕 好個の外相〔一九四〕

四五 人材の黄金時代(三)……………一九四

小栗の功〔一九四〕 福地の小栗評〔一九五〕 精勵〔一九五〕 精悍俊敏〔一九六〕 財政の苦心〔一九六〕 冗費節約〔一九七〕 紙幣發行せず〔一九七〕 兵制改革〔一九八〕

第九章 幕府と佛蘭西との關係……………一九九



四六 慶應年間日本に於ける英佛の代表者……………一九九

瓦解前後の外交〔一九九〕 當時の英佛關係〔一九九〕 ロツシュとパークス〔二〇〇〕  
パークスの日本知識〔二〇〇〕 パークスの薩長接近〔二〇一〕 ロツシ  
ユの幕府親密〔二〇一〕 幕府の佛國依頼〔二〇二〕

四七 佛人カシヨン……………二〇三

佛國の貢獻〔二〇三〕 カシヨンの羽振〔二〇三〕 日本渡來〔二〇四〕 栗本との關  
係〔二〇四〕 カシヨンの日本語學習〔二〇五〕 カシヨン日本語の程度〔二〇六〕

四八 佛國公使と幕府……………二〇七

カシヨン、ロツシュ關係〔二〇七〕 ロツシュ信任狀〔二〇七〕 信任狀差出し  
〔二〇九〕 奈翁三世の人物〔二〇九〕 彼の對日興味〔二一〇〕

第十章 横須賀造船所創設……………二一一

四九 佛國公使と栗本瀨兵衛……………二一一

ロツシュの功績〔二一一〕 栗本佛使親交機因〔二一一〕 栗本單獨應接公許  
〔二一二〕 翔鶴丸修理〔二一三〕 小栗の栗本依頼〔二一三〕 兩人意見一致  
〔二一四〕

註 海軍造船の初め〔開國大勢史〕……………二一五

五〇 横須賀造船所設立の契機……………二一六

佐賀藩修船器利用策〔二一六〕 佛人備入依頼〔二一七〕 栗本の困惑〔二一七〕  
小栗、栗本佛公使館訪問〔二一八〕 器械檢閲〔二一八〕

五一 横須賀造船所創設と小栗、栗本……………二二〇

修船工場建設の決定〔二二〇〕 佛國委託案〔二二〇〕 費用の心配〔二二一〕  
小栗の心中〔二二二〕 國力發展の思入〔二二二〕 横濱製鐵所〔二二三〕 横須賀  
造船所創設〔二二三〕

五二 横須賀造船所に關する田邊太一の

記事(一)……………二二四

永井の上臈〔二二四〕 館の浦修船場〔二二四〕 費用支拂方〔二二五〕 費用總計



五三 横須賀造船所に關する田邊太一の  
記事 (二).....二三八

傳習生派遣(二二八) 佛使依頼の便宜(二二八) 栗本の出身(二二九) 佛使の  
勳説(二三〇) 註文申出(二三〇) 工廠設立決定(三三二)

五四 横須賀造船所に關する田邊太一の  
記事 (三).....三三二

佛公使の目論見(二三二) 約定書交附(二三三) 約定條目(二三三) その費用  
(二三四) 横須賀撰定理由(二三四) 奉行交替(二三五)

五五 柴田日向守の歐洲派遣.....三三六

柴田派遣(二三六) 英國猜妬防止(二三六) 土命船廠觀察(二三七) 馬里塞著  
(二三七) 巴里に入る(二三八) 柴田の人物(二三九)

五六 歐洲に於ける柴田一行 (一).....三四〇

柴田の風紀取締(二四〇) 製鐵所長ウエルニー(二四〇) 柴田のウエルニー試験  
(二四一) ウエルニーの人物(二四一) 雇佛人の勉強(二四二) 佛人執務ぶりの  
教訓(二四二)

五七 歐洲に於ける柴田一行 (二).....三四三

肥田器械引續ぎ(二四三) 肥田ウエルニー意見相違(二四四) ウエルニー意見  
採用(二四五) 肥田の横須賀非難(二四五) ウエルニーの反駁(二四六) 横須  
賀確定(二四六)  
註 肥田等の蒸汽船製造(幕末軍艦成陸丸).....三四七

第十一章 陸軍の佛式練習.....三四九

五八 陸軍に於ける佛式兵制の採用 (一).....三四九

佛式練習著手(二四九) 小栗淺野の栗本相談(二四九) 當初の洋式編制 (二  
五〇) 小栗等の配慮(二五一) 栗本意見(二五一) 小栗等の眞領(二五二)



五九 陸軍に於ける佛式兵制の採用 (二)……………二五三

佛軍の勇(二五三) 佛教師雇入案(二五四) 小栗、淺野心事(二五四) 栗本に一切委任(二五五) 雇入れ申込(二五六) 佛使快諾の理由(二五六)

六〇 佛語傳習所の設立……………二五七

佛教師雇入好謀(二五七) 奈翁三世の日本興味(二五七) 傳習所設立決定(二五八) 學校規則(二五九) 學科課程(二六〇) 術業試験(二六〇)

六一 佛國教師招聘に關する田島應親の

談話 (一)……………二六一

教師來著(二六一) 陸軍佛式に傾く(二六二) 海軍亦佛に依らんとす(二六三) ロツシユの諫告(二六三) 諫告に従ふ(二六四) 英國の嫉妬(二六四)

六二 佛國教師招聘に關する田島應親の

談話 (二)……………二六五

幕府亦英の妬心に關心(二六五) 柴田渡英の用向(二六五) ロツシユの學校設立勸告(二六六) ロツシユの功(二六七) 横濱佛語學校(二六八) 生徒入學(二六八) 日本陸軍成立基礎(二六八)

六三 佛語傳習所に關する田島應親の談話……………二六九

教師カシヨン(二六九) カシヨンの日本語學力(二七〇) 校長(二七一) 助手ピユラン(二七一) 馬術教授(二七二) 生徒の學力増進(二七二)

六四 ナポレオン三世と日本の軍隊……………二七三

教習開始(二七三) 兵營(二七三) 砲術練習(二七四) 野砲山砲買入(二七五) 砲の完備(二七五)

第十二章 條約改訂……………二七七

六五 安政條約の改訂 (一)……………二七七

外國公使の成功(二七七) 大なる外人獲物(二七七) 税目改議要求(二七八) 要求峻嚴(二七九) 幕府の苦手(二八〇) 要求承諾(二八〇)



六六 安政條約の改訂 (二).....二八一

日英貿易(二八一) 英國の希望(二八二) 英國の改訂希望理由(二八二) 英國の機會利用(二八三) 安政條約の税則(二八三) 文久年間の減税(二八四)

六七 安政條約の改訂 (三).....二八五

小栗應接に當る(二八五) 田邊出役(二八六) 小栗の産業精通(二八六) 輸出税全廢問題(二八六) 貨幣問題(二八八) 水野の計畫徒爲(二八九)

六八 改訂せられたる新條約 (一).....二八九

小栗技術を發揮し得ず(二九〇) 攘夷黨の所爲(二九〇) ハルリス苦心水泡(二九〇) 外交妨害者の罪(二九一) 馬關砲撃後の税則改訂(二九二) 改訂調印(二九二)

六九 改訂せられたる新條約 (二).....二九三

第一條(二九三) 茶生絲材木特例(二九四) 免狀料廢止(二九五) 所謂第六則(二九五) 第四條(二九六) 舊約束の挿入(二九七)

七〇 改訂せられたる新條約 (三).....二九七

第五條(二九七) 第六條(二九八) 金銀流失防止不能(二九九) 第七條(二九九) 第八條(三〇〇) 外國船買入規定(三〇〇)

七一 改訂せられたる新條約 (四).....三〇一

第九條(三〇一) 第十條(三〇二) 貿易交通の自由(三〇三) 交通自由の便(三〇三) 官吏立合不用(三〇三) 第十一條(三〇四) 第十二條(三〇四) 日本開國主義標榜(三〇五)

第十三章 日本海外交通の始め.....三〇七

七二 隔世以上の感.....三〇七

變化激甚(三〇七) 外國文化採用の必要(三〇七) 思想上の變化(三〇八) 警世識者の力(三〇九) 英國自由思想の影響(三〇九) 反動者亦在リ(三一〇)

七三 日本と和蘭及び英吉利.....三一



英國の影響(三一) 日葡關係の始め(三一) 日西關係の始め(三一) 日  
 蘭關係の始め(三一) リーフデ號渡來(三一) 乗組船員扶養(三一) ア  
 ダムス(三一) 日英蘭相互因縁(三一)

七四 アダムスの斡旋……………三一四

リーフデ船長の歸國斡旋(三一) 蘭艦隊長に日本紹介(三一) 商船派遣の  
 豫告(三一) 蘭商船平戸入港(三一) 平戸蘭商館開始(三一) アダムス  
 英人に日本通商勸説(三一) 英船平戸入港(三一) 英船長の家康謁見(三  
 一七) 平戸英商館設置(三一)

七五 ゼームス一世と徳川家康……………三一八

アダムスの日本語通曉(三一) 英書翰翻譯(三一) 商館設置の事(三一)  
 相互商人往來の事(三一) 原文と若干出入(三二) 家康答書(三二) 右  
 筆者(三二)

七六 英人退去蘭人獨占……………三二二

英商館の繁昌(三二) 日本の貿易限局(三二) 英商館閉鎖(三二) 英人  
 退去(三二) 和蘭の獨占(三二) 蘭人の功績(三二) 日本紹介の蘭人

[三二五]

第十四章 英語の普及……………三二七

七七 英語の學習……………三二七

其後の英船渡來(三二) 英國勢力東漸(三二) 寛政文化の英船渡來(三二)  
 八) 英語研究の始め(三二) 通詞全部學習(三二) 本木等の著述(三二) 九)  
 實用化遅延(三三)

七八 蘭語より英語へ轉換の機 (一)……………三三〇

英語使用の妨害(三三) 英語未だ使用されず(三三) 英文鑑と英文範  
 [三三] エゲレス語辭書和解(三三) 米人マクドナルドの教授(三三)  
 堀の英和對譯辭書(三三)

七九 蘭語より英語へ轉換の機 (二)……………三三四

中濱と濱田(三三) 中濱の門弟及び著書(三三) 濱田の功(三三) 漸次蘭  
 語に取って代る(三三) 福地の英語學習(三三) 森山門下の繁昌(三三)



八〇 福澤諭吉の蘭學より英學への轉向 (一)……………三三八

福澤の功績(三三八) 福澤の蘭語學習後悔(三三九) 英語に志す(三四〇) 森山塾通學(三四一) 通學効なし(三四一) 森山通學見切(三四二)

八一 福澤諭吉の蘭學より英學への轉向 (二)……………三四二

對譯辭書を求む(三四二) 蕃書調所入學(三四三) 一日にて退學(三四四) 獨學開始(三四四) 神田孝平に相談(三四五) 大村に相談(三四五) 大村英語を學ばず(三四六)

八二 福澤諭吉の蘭學より英學への轉向 (三)……………三四七

原田敬策に相談(三四七) 發音に困難(三四八) 蘭語知識の利用(三四八) 福澤身上の一半(三四九) ウェブストル辭書購來(三五〇)

第十五章 西洋政治學の輸入……………三五一

八三 西周と福澤諭吉……………三五一

西周の貢獻(三五一) 西の學問(三五二) 西の英語學習(三五二) 海外渡航初志を果さず(三五二) 洋行再中止(三五三) 和蘭派遣(三五三) 同行者(三五四)

註 英國傳習生の命(海舟日誌)……………三五四

八四 西周、津田眞道の洋行……………三五五

西の留學抱負(三五五) 目さず學問(三五六) 耶蘇教觀(三五七) 支那西洋比較(三五七) 富國強兵の目的(三五七) 品川發(三五八) 和蘭著(三五八)

八五 留學中の西と津田 (一)……………三五九

政治法制に志す(三五九) 蒲文瀾に志望を告ぐ(三六〇) 志望大旨(三六〇) フイツセリングに學ぶ(三六一) 蘭語學習を勧め(三六一) 教授規約(三六一)

八六 留學中の西と津田 (二)……………三六三

五科卒業(三六三) 五科通論(三六四) 日本應用上の注意(三六四) 宗教問題除外(三六五) 講論次序(三六五) 卒業して巴里に赴く(三六五) 兩人歸朝(三六六)

八七 歸朝後の西周……………三六七



兩人留學の効果(三六七) 學に根柢あり(三六八) 將軍に召さる(三六八) 諸  
 間に與らず(三六八) 西洋官制略考(三六九) 幕府理解者なし(三六九) 聯邦  
 制度論の影響(三六九) 西は學者的天分豊富(三七〇) 陸軍兵制改定資料提供  
 (三七〇)

第十六章 獨逸語と佛蘭西語……………三七一

八八 英米佛獨の感化……………三七一

獨逸の感化(三七一) 獨逸統制思想(三七二) 自由主義は反動のみ(三七二) 獨  
 逸學流入淵源(三七三) 佛國感化割合に僅少(三七三) ルソー思想の滲透(三七四)

八九 最初の獨逸學者……………三七四

獨逸文化の影響(三七五) 市川榮恭と加藤弘之(三七五) 加藤の獨逸語學習  
 (三七六) 加藤志望の因縁(三七六) 獨逸語學習動機(三七七) 學習方法(三  
 七八) 加藤の功績(三七八)

九〇 佛蘭西學と村上英俊……………三七九

佛語の勢力(三七九) 最初の佛語研究者(三七九) 村上英俊(三七九) 村上佛  
 語學修動機(三八〇) 象山の勸告(三八〇) 村上著書三語便覽(三八一) 其他  
 の著書(三八一)

第十七章 文化上に於ける福澤諭吉の

寄與……………三八三

九一 福澤諭吉の唐人往來(一)……………三八三

英語の勢力(三八三) 福澤の功績(三八三) 福澤の西洋事情(三八四) 唐人往  
 來(三八四) 唐人往來著作動機(三八五) 北米合衆國の隆昌(三八六)

九二 福澤諭吉の唐人往來(二)……………三八七

亞細亞攻撃(三八七) 日本に當て附け(三八七) 支那現狀(三八七) 殷鑒遠か  
 らず(三八八) 各國附合の様子(三八八) 攘夷論排撃(三九〇) 藥のきゝ過ぎ  
 (三九〇)

九三 福澤諭吉の唐人往來(三)……………三九一



憲事是求の學者(三九一) 貿易論(三九一) 出入品物比較(三九一) 貿易品目の變化(三九三) 學者机上論の無益(三九四)

九四 福澤諭吉の唐人往來(四)……………三九五  
 外品の有利(三九五) 凶年の救済(三九五) 物價高値に就き(三九六) 近來の好景氣(三九七) 某大名領の利益(三九七) 人民の生活向上(三九八) 百姓町人皆忙々(三九八)

九五 福澤諭吉の唐人往來(五)……………三九九  
 國防論者の愚(三九九) 貿易の真相(四〇〇) 徒らに外國を恐るゝ者(四〇一) 國の大小強弱(四〇一) 日本の富(四〇二)

九六 福澤諭吉の西洋事情(一)……………四〇三  
 西洋事情の感化(四〇三) 西洋事情刊行(四〇三) 西洋事情小引(四〇四) 歴史の効(四〇四) 著述の目的(四〇四) 原稿出來の時(四〇五) 賣行冊數(四〇六)

九七 福澤諭吉の西洋事情(二)……………四〇七

巻初の圖畫(四〇七) 福澤意氣込(四〇七) 抄譯實は著作(四〇七) その内容(四〇八) 米蘭英の記(四〇八) 英國議院(四〇八) 英國の教育(四〇九) 事實の説法(四一〇) 文體(四一〇)

第十八章 日本に於ける新聞雜誌發行……………四一三

九八 日本に於ける外字新聞の發行……………四一三  
 新聞雜誌の出來(四一三) 最初の皮切り(四一三) 英人ハンサードの發行(四一四) 日本人誘導(四一四) ジャパン・ヘラルドの發行(四一五) 英人ブラッタ(四一五) ジャパン・エクスプレス(四一六) ジャパン・タイムズ(四一六)

九九 邦字新聞雜誌の創始(一)……………四一七  
 バタビヤ新聞(四一七) 其の内容(四一七) 其の第一號(四一八) 重なる翻譯者(四一八) 筆記方(四一八) 官板海外新聞(四一九) 日本貿易新聞(四一九) その翻譯者(四二〇) 會譯社(四二〇)

一〇〇 邦字新聞雜誌の創始(二)……………四二一



濱田彦威(四二一) 邦字新聞元祖(四二二) 發行目的(四二三) 無償配付(四二三) 初めの體裁(四二四) 貿易辨利の爲(四二四)

一〇一 會譯社同人……………四二五

會譯社面々(四二五) 新聞叢談(四二六) 留學生通信採録(四二六) 社中規約(四二六) 記事内容(四二八) 市川の京都報告(四二八) 會譯社の効(四二九)

第十九章 世態一變……………四三一

一〇二 肉食の流行……………四三一

變化甚大(四三一) 徳川時代の肉食(四三一) 肉食の風漸次浸染(四三二) 西洋料理開店(四三三) 三河屋引札(四三三) 牛肉商(四三四) 牛肉切賣の初め(四三五) 軍鶏屋(四三五)

一〇三 結髮乎、散髮乎……………四三六

移風困難(四三六) 散髮難(四三六) 歸朝者の散髮(四三七) 幕府留學生の舊風保持(四三七) 丁髷容易に改らず(四三七) 伊藤井上渡英奇策(四三八) 歸

朝留學生附け鬘(四三九) 岩倉渡歐依然結髮(四三九)

一〇四 服装の變遷……………四四〇

諸事簡略(四四〇) 旅形流行(四四〇) 講武所通ひ連中の服装(四四一) 幕府歩兵隊制服(四四一) 公家連中の憤慨(四四一) 藪袴(四四二) 訓練衣類制定(四四二) 尖端を行きたる慶喜(四四三)

註 水夫の服装(澤鐘之丞氏 海軍服装の變遷)……………四四三

一〇五 徳川幕府瓦解の促進……………四四四

政權保持難(四四四) 天皇討幕の御心無し(四四五) 傳統御保持の寢念(四四五) 天皇の幕府支持(四四六) 幕府に與ふる厚(四四六) 幕府自倒(四四七) 慶應二年の暮(四四七) 悲慘の極と回天曙光(四四八)

### 年表並人物概覽

其一年表……………一四

其二 人物概覽……………五二九



索引 ..... 一十六

挿入繪圖

- 一 徳川慶喜（將軍時代）寫真..... 卷首

近世日本國民史 孝明天皇御宇終篇

蘇峰學人

第壹章 大久保の幕府對抗運動

【一】 慶應二年下半年期の形勢



昭和十一年一月廿一日大森山王草堂に於て、近世日本國民史第六十一卷を稿し、始はむ而して孝明天皇御宇期は、其の三十二冊なる本篇に於て漸く終局となる。

天下二分の形勢

慶應二年の秋期に於ては、日本の天下は漸く二分の形勢を馴致した。それは朝

第一章 一 慶應二年下半年期の形勢



廷側と幕府側と分類するが當然と思ふ者もあらうけれども、事實はその通りでは無かつた。それは朝廷側では、何れかと云へば幕府を支持する勢力が現在したからだ。否な朝廷側では、只今のところそれが寧ろ優勢であつた。即ち關白二條齊敬、國事係の魁首とも云ふ可き賀陽宮朝彥親王の如き人々が、實に其の代表者であつたからだ。

幕府側と  
否幕府側

それで有の儘の形勢を語れば、幕府側と非幕府側とに區別するが、事實の真相に庶いと云はねばならぬ。幕府側は幕府共物を中心として、今や徳川慶喜が、その主なる代表者、即ち本尊であり、それに會津、桑名が左右の兩翼となり、前に記したる如く、朝廷に於ては二條關白、賀陽宮等があつた。而して其の背後には、佛國ナポレオン三世の政府が控へてゐた。幕と佛とは、幾許の程度まで交親しつゝあつたか、確實に語ることは容易ではないが、兩者の間に親類交際をなし、頗る親善であつたことは間違ない事實であつた。されば幕運を、此の勢力によりて支持するばかりでなく、更らに此の勢力を假りて、一氣呵成に衰退したる幕

運を挽回せんとの大企圖を懷きたる幕府の要人の出で來りたることも、亦た必然の勢であつた。

否幕府側  
の勢力

否幕府側は長と薩だ。長は幕府を敵とする以前に、幕府から敵として討伐せられたれば、固より否幕府側だ。彼等は四境に來り迫りたる幕軍をば、一步も自己の領内に踏み込ませざるのみならず、石州口では破竹の勢もて敵兵を掃蕩し、敵城を陥れ、山陰道より、いざとなれば長驅して京都に薄らんとする氣勢を示した。馬關海峡を隔てたる小倉に對しては、若干苦戦をしたが、遂ひに其の目的を達して、小倉領は其の過半を占領し、九州の一角に於て、虎視鷹揚の地歩を作した。但だ藝州口に於ては、一は幕府の主力は此處に集まり、一は藝州が、長州との友隣の誼ある爲めに、長驅して藝藩を侵す如きこと無く、寧ろ只だ幕軍を撃退するに止めたが、然も其の勝利は、徹して長州側にあつた。

偉大なる  
否幕側

されば長州再征は、長州に取りては寧ろ防長二州の藩論を一致せしめ、二州の士民をして決戦奮闘の氣勢を鼓揚せしめたるに止まり、同時に幕府積弱の眞



薩の態度

相を、天下に暴露せしむるに過ぎなかつた。若し長州のみが、否幕府側であつたならば、如何に彼等が獅子奮迅の威を振へばとて、早晚幕府の爲めに致さる可き運命を免かれないが、別に偉大なる否幕側が出て來つた。それは薩である。薩の態度は、元治甲子禁門の變を中心として、それ迄は略ぼ幕府側と提携の姿を爲しつゝ、あつたが、第一回征長役以來は、漸次に幕と乖離し、同時に長と接近し、慶應元年の末から、慶應二年の初にかけては、薩長の諒解成り、協商成り、同盟成り、いざとなれば薩長兩藩は左提右挈して、攻守同盟の實を擧げんとする迄に進んだ。此の如くして薩藩は京都に進出して、凡有る方便もて、幕府側の施爲に對抗した。而して幕府側に取りては此の薩藩の明暗双々の運動が、長州に對するよりは、氣骨が折れた。されば徳川慶喜の懐刀である原市之進の如きは、公敵の長を憎むよりも、隱敵の薩を憎むの情が、寧ろ却て猛熾であつた。

朝廷に於ける否幕派勢力

否幕府派の朝廷に於ける勢力は、山階宮晃親王や、近衛忠熙、忠房父子や、正親町三條實愛杯があつたが、固より二條關白、賀陽宮に對抗する程有力ではなかつ

英否幕側同情

た。けれども、その背後に岩倉入道友山が控へてゐた。若し一旦彼にして風雲に乗ぜん乎、千百の二條關白や、賀陽宮あるも、到底如何ともする克はざるものがあつた。但だ未だ容易に其機が到來しなかつた。

幕側に佛國が加擔したる如く、否幕側には英が同情した。英は何故に斯く薩長に同情したる乎。此れは佛が幕に味方したる、其の對抗策としてばかりでなく、更らに薩長の新興勢力を看取したるが爲めであらう。尙ほ一步を進めて云へば、日本の主權は、幕府に存せずして朝廷に存す。而して朝權恢復の急先鋒は薩長兩藩である。故に此の新勢力に同情を表するは、英國として最後の利益を占むる所以であることを看取したる爲めであらう。

此の如く慶應二年の下半期に於ては、二大勢力が、屹然として相對立した。而して其の間には、第三者たる動搖浮泛の勢力が存在したることは、云ふ迄もなし。



### 【二】大名召集に關する大久保の書翰

諸大名召集一件

差し當りの問題は、諸大名召集の一件だ。それには徳川慶喜より、それぞれ上申する所があつた〔參照 六〇冊一〇三一—一〇五〕。然るに此れに對して、薩藩側では、如何なる見解を持し、如何なる方策を講じたる乎。今ま京都の大久保一藏が、九月八日付にて、在鹿兒島の西郷吉之助に與へたる書翰によれば、左の如し。

召集延引

御兩殿様（久光、茂久）益御機嫌能被爲遊御座、御同慶奉存候。次に貴兄彌以御安祥被成御精務奉恐悅候。爾後御當地の形行不思議の變態と罷成、大原卿始列公群參之力にて、二條殿下、尹宮御辭職被仰立候時宜に相成候得共、段々内輪混雜之次第に而、夫故諸侯御召之事も、御延引相成、漸々今日御沙汰相成候而、岩下家（左次右衛門）御出立之都合相成候。旁巨細之事情は、御直に御承知相成故と態略文仕候。

以上は、二條關白、尹宮の辭表捧呈に付ての觀察、及び大名召集の一件に關して、

岩下左次右衛門歸藩の事に及ぶ。

此上御進退之事は、御趣意も被爲在、且御熟評之上、御決可相成候得共、何分御大事之時節に、御傍觀は難被爲出來は勿論、來年十二月兵庫開港之期日も差迫、今般英夷に御談判之趣も有之、内外實に難差置御場合と奉存候。

内外多事を云ふ。

橋公心術

併即今御出馬被爲在、萬々御成功之見据は、更に相付兼、殊に橋（徳川慶喜）譎詐百端之心術、至平を以、賢侯之公論を容れ候儀も無覺東、内實は今般諸藩御召之事も、斷然朝命之處は、色々御拒み申上候次第にて、其底意も推計せられ、大藏大輔（松平春嶽）様にも、内實は御憤懣之御様子に被聞申候。

若し原市之進をして、云はしむれば、恐らくは同様の觀察を、薩藩に向つて漏らしたであらう。此れは徳川慶喜の大名召集に關する心術、及び態度に就ての見解だ。

決斷の急要

右旁之形行に而、實に此間之御盡力は、不容易御場合に御座候得ば、十分御決



斷被爲在候上ならでは、中々其詮有御座間敷奉存候。

此れは春嶽の周旋にて、漸く召集にまで漕ぎ付けたれども、之を有効ならしむるには、十分の努力を要するを云ふ。

好機利用の策

幸にして將軍職御辭退固く申上候而、此議は諸藩來會迄は、相動申間敷候付、誠不可失機會と存候間、共和之大策を施し、征夷府之權を破、皇威興張之大綱相立候様、御盡力奉伏冀候。或否に拘らず可竭は此時と愚考仕候。何分宜御周旋之程、伏而御頼申上候。

薩藩側の恃むところは、只徳川慶喜が、宗家を相續するも、將軍職を襲がずとの一事だ。乃ち之を好機として、諸侯會盟、共和の制度をもて幕府の政權を根本的に一掃せんと企てたのだ。併しながら慶喜當人は兎も角も、其の懷刀である原市之進などは、今や將軍職御宣下の運動を、暗中飛躍もて、如才なく做しつゝあつた。

決論の次第等、岩下家御直に御演說可相成事故、何も相省、大意迄あらあら申

上候、尙近々豊瑞丸より可申上候。拜首。

九月八日

大久保一藏

西郷吉之助様

侍史

肥薩接近の傾向

追而御決議之形行は、早々御往復被下候様、萬々奉願候。諸藩上京も、大方御國(薩藩)を目的にいたし候半と被察申候。御決斷之上は、固より諸藩をたのみ候事は出来申間敷候得共、一應は公論を以て御使者にても被差立候様有御座度、頃日承る處にては、隣肥(肥後)餘程模様相變候由、斷然たる事は出来間敷候得共、薩肥合従いたし候得ば、風聞計にても愕然たる模様には相違無御座候。小藩にては御座候得共、柳藩(柳川藩)と大に結合候筋に相見得申候。

此れは肥後が柳川と相結ぶを云ふ。  
眞實御國(薩藩)へも依頼いたす嘶振に御座候。



此れは肥後が薩藩に接近しつゝあるを云ふ、實を云へば肥藩の一部には此の傾向があつた。

御召之御沙汰書、徳川中納言より言上候様云々之趣は、原市之進を以て、除程周旋爲致候由、是を以て、幕威を張候心底顯然たる次第に御座候。〔參照 六〇

冊一〇三—一〇五〕

大決策の要

朝廷より長防之儀に付、大樹之喪に依り、兵事見合候様と之御書付、一向條理不相立者にて、是れ以橋(徳川慶喜)より御調文申上候由に御座候。長も止んと欲しても不能譯に御座候。幾重にも右邊之次第にて、六ヶ敷形勢御座候故、大

決策にあらざれば、尋常の事にては、御動座なきに如ざる事と奉存候。されば一大雄斷もて、此の機會に處する乎、否らざれば寧ろ上京せざるに若かずとのことだ。

### 【三】 京都の近狀を報ずる大久保の書翰 (一)

大久保一藏は、更らに九月廿三日付にて、前書〔參照 二〕の趣旨を詳悉し、且つ現下の京都に於ける形勢と、之に對する方策とを、在鹿兒島なる西郷吉之助へ申送つた。

慶喜言上の表裏

(前略) 其後格別相變候儀無御座候得共、何分先月(八月)十六日付橋府(徳川慶喜)參内にて、公論を以て解兵云々之儀言上の趣意、今日にいたり候ては蓋表裏之事共有之候。第一には去る十日頃より原市之進より除服出仕、且前將軍同様之御取扱之儀御沙汰に相成度、殿下へは勿論所々奔走等いたし候事件も有之、實に可惡之次第御座候。

此れは既記の通りだ〔參照 六〇冊一〇三—一〇五〕。大久保の眼中から見れば、原市之進の運動は惡む可きであらうが、原自身としては其主慶喜の爲めに、尤も忠なる所以であつたらう。



春嶽久光  
上京を待  
つ

一、大藏大輔様(松平春嶽)には頃日愈々以御不平にて候由、勿論何も御相談と申す様なる事は、鳥渡も無之、去る十四日に御招に候故、橋亭へ(徳川慶喜邸)御出、内實は御書取を以、幕府之本體を御改、其事跡を顯し、諸藩來會を御待受相成度と之大意にて、御差出被成候得共、尤と返詞有之位之由、近來除服出仕等之事、内々周旋いたし候次第も有之、愈御憤懣之御様子、青山内話にて候、一向中將公御上京のみを御待之由、

松平春嶽は、表向は兎も角も、内輪にては、徳川慶喜より敬遠せられ、何等内輪の相談には預らず、云はゞ言聽かれず、計用ひられず、彼を除外しての内密運動を慶喜の復心共がやつてゐるから、不平滿々、只管ら鳥津久光の上京を待つてゐるとのことだ、此れは固より實情と思はる、青山とあるは福井藩の要人青山小三郎だ、

殿尹關係

一、殿尹御辭職其後御沙汰無にて、御曳入りに御座候、山階宮等より頻に當職(關白)御參之事、御進相成候處、尹宮と共に御出職ならば、御受可被成候得共、尹

宮を置き、御一人御受相成候得ば、何共於義も難爲濟、是迄同腹同論にて、御盡力被爲、在候事にて、宮へ罪在て、殿下に罪無しと申譯無之候間、一時は宮も御參之上、改めて御曳入之處は、如何様共可然との論にて、山階宮、内府公(近衛忠房)御談合にて、諸藩來會、關東出職迄は國事無大小御止と申處歟、亦尹宮共一時御參にて、改めて尹宮は御曳入相成可然之御論にて、御相談も拜承致し候に付、原(市之進)等前條之周旋も有之事に候得ば、殿尹御出職被爲、在候得ば、必御迫り申上、亦此上に如何様之御失體被爲、在候も難圖、左候得ば、諸藩も彌動き不申、尤一時と申ても、尹宮御參被爲、在候ては、天下人心に大關係仕、旁利害判然たる事故、諸藩來會迄、何事も不被聞召と申處に御治定相成居候得ば、萬全之御良策に御座候段申上置、終に御別紙之通御連署に御建白被爲、在、

薩藩の尹  
宮忌避

以上によれば、如何に薩藩側に於て、尹宮を忌避したることの深刻であつたかが判知る、山階宮や近衛忠房等が、二條關白の出勤を慫慂するに際し、二條關白が尹宮を取り残して、自己一人のみの出勤は、不可能である旨を告げた、元來二



條關白と尹宮とは、全く同腹同論なれば、其の進退を俱に與にす可しとの二條關白の意見は、強ひて反對す可き理由は見出されぬ。此に於て一應は兩人出勤し、而してやがて尹宮のみ退去と云ふ筋書が出来た譯だ。

原運動封じ策

けれども一時たりとも尹宮が出勤するに於ては、如何に原市之進等が、此間に隠謀を企て、詭策を逞しくせんも知る可からざるが故に、諸大名の上京までは大小の政務の舉行は、一切中止す可しとの意見を、大久保等が持ち出したのだ。此れは大久保等に於ては、苦しき計策であつた。されば右大臣徳大寺公純、國事掛山階宮、内大臣近衛忠房、及び一條實良、九條道孝等の連署にて、右の建白書を提出せられたのも、其の張本人は大久保一藏其人であつたことが判知る。此れは當時の勢、二條關白を出勤せしむるには、尹宮も亦た——一時にもせよ——出勤せしめねばならず、されば此上は兩人の手を封じ、併せて兩人を透して運動する原等の手を封ず可く、斯る建議を持ち出さしめたのだ。

#### 【四】京都の近狀を報ずる大久保の書翰 (二)

裁決中止建白

大久保は山階宮、徳大寺右大臣、近衛内大臣等が、諸大名の京都召集まで、政務大小となく裁決中止の建白に付て、左の如く語りてゐる。

尙御參之上御直奏相成候處、殊之外克御都合にて、言上之通被爲聞食と之御事候由、尙除服出仕等之事も御決議不相成筋御治定にて、議傳(議奏傳奏)に御内府公(近衛忠房)、山階宮より、幕府より如何様御迫り申上候共、取次不致様、此通叡慮も御居付被爲、在候得ば、別而難有、屹度御動搖無之様專要之旨、再三御きめ置相成候由。

此の如く原市之進等の運動したる徳川慶喜除服出仕杯の件も、其儘据置きに相成り、一切萬事、大久保等の計畫通り、朝廷の方も好都合に運び、幕府側に一泡吹かせたる姿となりつゝあつた。

然處同十八日(慶應二年九月)、別紙之通、兩役より回達之書面相廻り、内府公山



階宮御存知不被爲在事故。直様兩役御招呼御尋問被爲在候處。今茲に別紙の通りとあるは、當初大久保一藏等運動の結果、徳大寺公純、山階宮、近衛忠房、一條實良、九條道孝等の、

徳大寺等  
建議本文

方今不容易世態に付、不願恐言上仕候。關白にも辭職、出仕も無之、且諸藩にも被召寄候御沙汰も有之、旁關白出仕、且諸藩上京迄之處、大小共國事關係之儀は暫被差置、尙諸藩上京之上厚被盡衆議、天下之公論を以、被聞食度奉願候事、との建議に對し、一應は御嘉納あらせられ、其儘決定したが、十八日となりてそれが左の如く違變したのだ。それは、

右府己下言上之趣、一昨日被聞食候、其後御熟考被爲在候處、雖關白不參於里亭内覽執政、先蹤候、旁於國事被差置候得ば、國政暫被廢候様相聞、拘朝憲候間、矢張小事は依然緩急可處置、尙重事者諸藩上京之上被聞食度、更御沙汰候事、

九月十八日

との件だ〔參照 六〇冊一〇三一—一〇五〕。要するに此れは大久保等の運動に對し

議傳兩役  
の申譯

て原市之進等の運動の結果、此に到りたるもの。以下大久保の書翰はつゞく、

殿下(二條關白)より、兩役御招呼、國事無大小御止にては、廢朝同様にて、假令ば諸藩四ヶ月交代、或は諸藩家老天氣伺等之事、難被差置候間、小事は被聞召候様無之候ては、相濟まじく、しかし小事も大事に關係いたし候事柄も有之候得ば、左様之事件は來會之上、御決議可相成との趣にて、早速内府公(近衛忠房)など不申上事は、如何にも恐入候得共、前條通之形行にて取扱候次第と御返詞申上候由。

原の策動

以上は議奏傳奏の兩役共が、山階宮や、近衛内府への申譯だ。

原など矢張二條家へは、參殿周旋いたし候筋に相見得、油斷相成不申候得ば、前條通御治定に付ては、大事之事件は、決て動き申間敷と奉存候。原など内策を以て、將軍御推任之事を諸藩に説き込み、諸藩より盡力爲致候賦と相見得申候。既に十藩計り會議いたし、段々議論も有之、川越藩之者推任之説を主張いたし候由に候得共、因州門脇及説破、其策も被行兼候姿に御座候。畢竟原よ



り根據いたしたる譯と被察候。委曲は武二に申含置候。(中略)  
此れにて見れば、丸るて大久保と原との三番勝負とも云ふ可き、双方の仕合だ。  
武二とあるは海江田信義のことだ。

上京催促

尤橋府之服も、來月(十月)十日迄にて有之、自ら參内致し候得ば、殿尹(三條關白)  
之出仕盡力いたし候には、相違無御座候。殿尹之出仕相運候得ば、將軍推任は、  
愈被相行、左候得ば、何も水泡と相成候事に御座候。御上京御決定被爲在候ば、  
一日にても速に御上京之處、萬々奉伏翼候。(下略)

九月二十三日

大久保一藏

西郷吉之助様

大久保の  
計全

以上によりて如何に大久保が、薩藩を代表して、京都に於て活動しつゝあつた  
かが判知る。要するに大久保は徳川慶喜が、除服出仕せざる以前に、幕府専制の  
制度に一大打撃を加へ、所謂る大名共和の制度に變更せんと企てたのだ。大名

共和と云ふも、其實は薩藩中心であつたらう。

### 【五】 松平春嶽、島津久光の上京を促がす

京都に於  
ける薩幕  
對立

春嶽の薩  
懷柔策

表面ではないが、事實としては、一方には薩、他方には徳川慶喜、互ひに屹然とし  
て對立の情態を、京都に於て爲しつゝあつた。而して其の中間に於ける松平春  
嶽の如きは、頻りに徳川慶喜に向つて、薩を懷柔して、之を包容せんことを勸説  
した。惟ふに松平春嶽などは、未だ薩長の聯合が、既に成立しつゝあるを知らず、  
且つ薩が全然幕府に對して見切を付けたることに氣付かなかつたのであら  
う。而して此れは松平春嶽ばかりでなく、横井小楠などの意見も、亦た同様であ  
つた。今ま九月七日付にて、松平春嶽が、島津久光に與へたる書翰を見れば、其の  
一節に曰く、



春嶽久光  
に情報

豈料らんや、十一日(八月)に至り、小倉表戦争之次第、肥後初解兵、唐閣(小笠原臺  
岐守)崎行等消息相達し、橋公之御心算も、總而達却に相成、彼剛情之角も折候  
歟、初而御自反之御説と相成、十二日御發向も御延引、小生輩も被<sub>レ</sub>招呼、建言之  
條々も御相談と相成、指向き御大喪御發表(將軍家茂の喪を發表)引續朝命を以、  
喪中弛兵之儀被<sub>レ</sub>仰出、有名諸侯を被<sub>レ</sub>招呼、大政之所歸(原註 將軍職之義は、先達而  
御内意有<sub>レ</sub>之節より御固辭、御下飯後も、華城御在住は無<sub>レ</sub>之、御城代屋敷に御住居、御歸京  
相成候而も、銅駝城へは御入無<sub>レ</sub>之、是迄之橋邸御住居に候、細節に至りては小嶽も有<sub>レ</sub>之、  
哉に候得ども、右は御辭職之形迹、尤顯著なる處に御座候)公議を以、聖斷を仰ぎ、今  
後之御國是并長防之御處置等も、總而咨謀之公論へ被<sub>レ</sub>附度との被<sub>レ</sub>思召立、則  
十六日(八月)御參内にて、長州征伐之勅諭も御蒙り、天盃節刀迄も被<sub>レ</sub>賜、重々御  
恐入被<sub>レ</sub>成候得共、最早御征討は難被<sub>レ</sub>成候間、休兵之儀被<sub>レ</sub>仰出、被<sub>レ</sub>下候様御詫御  
願に相成候處、夫々被<sub>レ</sub>聞食候。

以上は徳川慶喜が、松平春嶽の反對論を一蹴し、是非とも再征の爲めに、既に發

慶喜側近  
者の考

途の日も定め、方さに趾を擧げんとするに際し、形勢一變の模様を鳥津久光に  
言ひ送りたるもの、而して慶喜は當初から宗家は相續するも、將軍職は相續せ  
ずとの意中を漏らし、その爲め大阪城にも入らず、二條城にも入らなかつたと  
の事實を申し添へて報じてゐるのだ。

但し原市之進等が、除服出仕を運動するに際し、其の御待遇も將軍同様との條  
件を附けて申請したるを見れば、慶喜の意中は姑らく措き、其の側近者は、是非  
慶喜を擁立して、將軍たらしめんと決心したることは、萬々疑を容れない。

春嶽久光  
上京催促

彌、今日(慶應二年九月七日)以<sub>レ</sub>朝命被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候様相成候義、實々天下之大幸無<sub>レ</sub>此  
上、如斯大好機會に、皇國萬安之御定策、御國是不相立候而は、決而再期は有<sub>レ</sub>之  
間敷と被<sub>レ</sub>存候間、賢契にも從來御契約之通り、速に御上京御座候而、何分にも  
皇國之御爲、萬古不拔之御基本相立候様、御盡力之儀所仰冀に御座候。

此の如く松平春嶽は、之を好機として、國是を一定す可く、鳥津久光の上京を促  
がした。



召命も可有之、橋公よりも梅澤孫太郎を以、御頼に相成候義には候得共、小生は先前より之御堅約も有之候事故、別段に陳啓、徳川氏之起伏に不拘爲皇國企望仕候事に御座候。則容堂、宇和島、長良(肥後藩主弟長岡良之助)等へも同様申越候事に候。何卒一日も早く御發程之義、爲皇國、吳々奉希候。

此れは如何にも眞摯、懇到なる文書で、松平春嶽としては、表もなければ、裏もなく、全く此通りに當時は思ひ込んだものであらう。尙ほ追伸中には、左の一節がある。

上京急要

一、會、桑は専ら征長主張、橋公へ推穀候處、橋公御反正之御説に依つて、桑は革面臣從候得共、會之臣僚は、頑然孤立、殆困究之勢に有之候。何分此時ならずしては、挽回之期有之間敷候得ば、吳々御差急御發程之程所翹望に御座候。と。然も斯く上京を島津久光に勸告したる春嶽が、幾許もなく徳川慶喜に失望の餘、賜暇歸藩の途に上ることとなつたのは、實に人事の逆じめ睹る能はざるところ、今更ら是非もなき次第である。

## 第二章 徳川慶喜の参内

### 【六】 横井小楠の時局匡正意見

第三者の  
薩幕對立  
觀

今や薩幕對立の勢は、萬牛と雖も廻らす能はざるまでに進んでゐた。けれども第三者たる局外者には左程とは思はれなかつた。苟も幕府の主腦者にして、一たび襟懷を開かば、薩をも之を包容して、協心戮力せしむるに、決して不可能ではないことを確信せしめた。松平春嶽の如きは、則ちその一人であつた。それは彼が其の友人島津久光の上京を促がしたる書狀(參照五)が、能く之を語つてゐる。同時に當時肥後沼山津に閑居したる横井小楠が、八月十一日付にて春嶽の要人毛受鹿之介に與へる書中が、能く公平なる第三者の意見を代表してゐる。

小楠書簡

先便小倉等之事情(案ずるに長軍大舉して小倉を襲ふたる事件等)拜呈、其後之光景、夫夫御承知之通、果而大變動に相成り、殊に大樹公御薨去、大難事一時に到



來、誠に危迫之御時節、如何之御處置に出候哉、老公様(春嶽を斥す)御苦心御憂慮奉<sub>レ</sub>恐察候。一日も早く新大樹公御相續、誤國之奸邪御黜斥、内外有名之侯伯は、申に不及、旗下顯名之諸君子、御登用。

誤國之奸邪とは、何人を斥すか分明でないが、旗下顯名の諸君子とあるは、申す迄もなく、大久保一翁、勝海舟等のことであらう。内外有名の侯伯とあるは、島津久光、山内容堂、鍋島閑叟、伊達宗城の徒である可きは勿論だ。

久光呼上  
せ案

別而薩は無實之冤塞に候得ば、大隅公(島津久光)早々御呼上、長州之御處置御任せ被遊度。

横井の意見では、薩を以て長を處措す可しと云ふことだ。

凶を吉と  
なすの策

總而舊來之御非政御改正、天下列藩と共に、公正之御政道に出候得ば、所謂凶を變じて吉と爲す一新更始、皇國之興隆、此時と奉存候。

此の如く横井は積極的に、此の危機を好轉せしめんことを期待した。

若又然らず、此大變に當り、尙舊來之御處置に出候得ば、各藩分裂、同屬相喰、不

可言之大禍亂とも可相成、何も先書之拙存に而、外に言上之筋無御座候。過言奉<sub>レ</sub>恐入候得共、拜呈仕候。

京都三角  
同盟の堅固

此の如き意見もて、春嶽の諮問に應へ、而して春嶽も亦た此の如き意見もて、京都に周旋しつゝあつた。然も京都に於ては、一方には二條關白と、尹宮と、他方には中納言徳川慶喜との間に、何時の間にか三角同盟出來し、その間に原市之進は活躍し、大いに運動する所あり、とても此の聯合軍に向つて福井藩の隠居たる松平春嶽が、其力を竭さんとするも、何人も之を眞面目に受け容るるもの無きに苦んだ程であつた。されば彼は寧ろ諸大名の參集まで、一時歸國するに若かずとして、其願を差し出した。

春嶽歸國  
願

公去る六月登京以來國事に關し、夫是盡力せられし次第ありしが、八月にいたり、一橋中納言殿將軍家の喪を秘し、征長御名代として進發せらるゝに決しければ、此上は速に歸國して、目前の是非には關係せざるべしと決心せられしに、九州諸藩解兵、小笠原閣老長崎へ退かれしよしの報知京阪に入りし



已來、幕議俄に一變して、將軍の喪を發し、征長の軍を止め、有名諸侯を召集し、國是を議定せらるべしなど、稍反正あるべき事となりければ、敢て歸國の事を思ひとゞまられしとはなく、滯京ありて再び國事に關し盡力におよばれけれど、徳川殿の反正、其實未だ全く公平無私とは認めがたかりければ、斯くては盡力も其詮あるべからず、殊に此まゝ滯京してあらば、他日參集の諸侯とともに、公議を盡さるゝ際の都合もあしかりなんとて、更に歸國の許可を乞はるゝ爲め、本日(慶應二年九月廿五日)旅館(徳川慶喜)に參候せられしなり。

〔續再夢紀事〕

春嶽福井著

此の如くにして彼は賜暇を得て、十月朔日京都を發し、六日福井に到着した。

### 【七】 徳川慶喜參内防止の運動

双方暗中飛躍

徳川慶喜側では、一日も速かに除服參内、而して前將軍同様の御待遇を享受せんとし、薩藩側では飽迄之を防止し、兎も角も諸大名上京の後を待たんとの希望にて、その爲め双方に於て、暗中飛躍も少くなかつた。

山階宮の關白出仕勳説

十一日(慶應二年十月)毛受鹿之介、山階宮に參候す。公(松平春嶽)の山階宮へ奉らるべき書翰、福井より到達せし故、持參せるなり。此時井上石見に面會しけるに、井上云、關白殿、尹宮は、御辭職御申立以來、今以て御引籠りの事なるが、過日傳奏を以て、關白殿出勤せらるゝ様周旋すべしと、山階宮へ厚き御内諭ありし故、本月(十月)九日、宮、關白殿を御訪問ありて、御内諭の次第を仰入れられしに、殿下只今にては、尹宮に對せられ、御頓著はあらせられず、諸侯參集の場合、必ず御出勤あるべしと仰せられし由、尤尹宮へは、御所より何とも御沙汰なかりしなり。

以上は井上石見が、山階宮の邸に於て、毛受鹿之介に語りたるところのもの、而して右は主上より山階宮に御沙汰ありて、二條關白の出仕を取持つ可き旨を



山階宮慶  
喜參内  
内

拜し、山階宮が關白邸に赴き、關白との御談話の要領である。  
又其節殿下より徳川中納言殿御除服御參内の事を、御相談ありし故、宮除服の御禮のみにて、國事に關せざる參内なれば、子細あるべからずと仰せられしが。

此れは二條關白から、山階宮へ持ち掛けたる徳川慶喜除服參内に就て、山階宮が言質を與へられたる一件だ。

近衛の山  
階宮詰問

翌十日陽明殿(近衛家)より徳川中納言參内願の事を御相談あるべければ、御入來下さるべしと宮へ申越され、同夜陽明殿の許に到られしに、議傳の御方方御揃ひにて、陽明殿宮へ仰せられしは、先日以来諸侯參集に至る迄は、朝議あらせられざる方然るべしと御相談致し居りしに、宮には徳川中納言參内ありても、子細あるべからずと、關白殿へ仰せられし由、如何の思召にてしか仰せられしにやと問はれし故。

此の如く近衛家へ議奏、傳奏連席の上にて、山階宮の御來邸を要め、近衛内大臣

宮御答

忠房から、眞向に山階宮へ向つて、質問と云はんよりは、寧ろ詰問を浴せ掛けたるのは、決して尋常一様の事ではなかつた。此れは申す迄もなく、其の背後に薩藩の手が動いてゐたに相違あるまいと信ぜらるゝ。

宮御答は、國事を議する爲めの參内ならば、諸侯參集迄見合はすべき方なるべけれど、其爲めにてはなく、除服仰出されたる御禮のみの參内なるよし故、子細あるべからずと申しゝなりとありしに。

此れは山階宮の御答辯だ、事實全く此の通りであらう。

傳奏迷惑

陽明殿御始列座の方々、御了解にはなりけれど、尙又諸向にて、兎や角と、議論を立、傳奏には甚だ迷惑致さるゝとの事なりし故。

以上は山階宮の辯解にて、一應は諒承したが、尙ほ種々の面倒もありて、閉口とのことだ。

宮仰、徳川中納言に於ても、強而參内を急ぐとにはあらざるべし、さる次第ならば、市之進(原)を喚び寄せ説得すべしとありしに、傳奏衆、左様になし給はら



ば、誠に有がたく存ずるなりと、答へられたるよし。  
此の如く一座の面々は答へて、山階宮が原市之進を呼び寄せ、親しく諭されんことを期待した。

宮の原諭

右に付十一日、原市之進を宮へ召され、中納言殿今度御除服の御禮として御参内あるべしとの事なるよし。素より子細あるべき事ならねど、當節柄御参内あれば、何事をか奏聞にも及ばるゝにやと、諸侯にて疑惑するよしなり。扱は中納言の御爲にも、悪しかるべく、朝廷の御爲めにも宜しからねば、諸侯参集前は、御見合はせとなりて然るべき歟。中納言殿には格別御懇意の事故、御談に及ぶなりと仰せられしに。

以上は山階宮より原市之進への御諭旨である。

慶喜参内中止

市之進畏りて退きしが、十二日市之進参殿して、昨日仰聞られし次第を、中納言へ申出しに、御懇篤の思召を、深く感佩いたし、仰に従ひて、参内の事を見合はずべければ、此旨を宮へ申上、尙御懇篤の御禮を申上よとの事なりしと申

出てたり。

此の如くして徳川中納言、除服参内の一件は、一度は取り極つたが、更らに一時中止となつた。此れは畢竟徳川慶喜が、如何なる事を奏上するやも、料り知る可からずとして、之を豫防したるものだ。

### 慶喜参内に就き晃親王御意見

徳川中納言

明十六日午刻参内被<sub>レ</sub>仰出候事。

右申來候間、爲<sub>レ</sub>御心得内々申入候。先々御安心と存候。尤参内之上は、未納度<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>御門外下乗、宮中にては大略大樹公同様の御會釋、小御所にて御對面、天盃頂戴等如<sub>レ</sub>例、先々御安心と存候。只々心痛候は、諸藩上京、將軍宣下惣而如<sub>レ</sub>舊と相成候は、萬々無事と存候。萬一此節に速に將軍宣下にては、外藩は扱置、徳川一家中、或は譜代大小名、小臣、小吏に至り異論生じ候ては、實實不<sub>レ</sub>容易事と極内<sub>レ</sub>深く心痛候。風説とは存候得共、玄同一派、前亞相(尾張慶勝)一派、紀中納言一派、一橋一派と、譜代の大小臣にて各々奉候人、内<sub>レ</sub>立わかれ候哉にも傳承候。扱<sub>レ</sub>入候。何分<sub>レ</sub>貴卿一日も<sub>レ</sub>



早く上京、徳川黄門公と萬々御内談、此上も皇國無事之良策伏而希入候也。恐々謹言  
十月十六日卯刻認メ

越前 宰 相殿(春嶽)

玉案下

見

〔續再夢紀事〕

### 【八】原市之進の意見

慶喜參内  
を希望

山階宮の御忠告にて、徳川慶喜は、除服參内の件を見合はすこととした。然るに慶喜の要人原市之進は、山階宮の命を奉じて、兩者の間に斡旋し、其の使命を果したに拘らず、彼自身の意見は、別に存するものがあつた。

さて其節市之進中納言の存意は既に申上たる如くなれども、〔參照七〕市之進限りの愚案を、尙又申上ぐべしとて、今度中納言が、參内を願はれたる際除服仰出されたる寵命に對し、御禮を申上らるべしとの主意にて、決して國事に關する事を奏上せらるゝにあらざ、萬一御疑念あらば、中納言退朝まで、宮(山階宮)を御始、御在廷あらせらるれば、其御疑念は御霽れなさるべきなり。

此れも一理だ。

參内の必  
要

實は除服となりても、參内を畢へざれば、公然諸侯面會もなされかぬる事に、今十二日(慶應二年十月)備前守(岡山藩主池田茂政)上著の筈なるが、兄弟の間なれども、表向には逢ひがたく、甚迷惑の次第あり。

此れも其通りだ。

又此節參内あれば、諸侯にて彼是議論すべしとの御懸念ある事なれど、元來目下世上に紛議を起しゝは、先年(文久二年)島津三郎出京、彼是の事を、朝廷へ申上しよりの事なり。



先づ敵の本營に斫り入つた。原市之進の論鋒は甚だ峻辣である。彼は世間紛擾の責任を一切薩藩の言行に歸せんとするものゝ如くであつた。

薩の陰險

長州よりも、彼は申上し事あれど、薩州の如く陰險ならず。薩は最初長と申合はせ、周旋に及びしが、事六ヶしくなりければ、俄に長を退くるの策を廻し、彼の亥年八月（文久三年八月）の變を惹起せり。此度の如き、世上にては専ら會の所爲と思ふべけれど、實は會よりも薩の盡力多きに居りしなり。

此れは薩が陰險にて、當初は長と結び、其の難きを見るや、長を排斥して、獨り好兒となり、而して文久癸亥八月の政變の如きも、専ら會津を使噉し、己れは背後に居て、其の策謀をしたるを云ふ。

薩の轉向

其後子年（元治甲子）七月の變に於けるも、薩の専ら力を會に添へしは分明の事なるが、長州御征伐の令を發せられし比より、更に方針を轉じて、密に長を援くる事とせり。

此れも原の立場より見れば、寧ろ當然の觀察と云はねばならぬ。勿論薩人をし

て語らしむれば、文久二年春以來慶應二年の冬に至るまで足掛五個年に亘りて、其の時勢の變遷一ならず、其の變遷に善處せんが爲めには、到底變遷と共に推移せねばならず。推移せんには刻舟、守株の見に拘泥す可からざるは勿論であるが、然も第三者に於てさへも、其の轉向の鮮かなるに驚嘆す可き形跡あれば、況んや其の對手として見れば、如何にも斯く觀察せられたのも無理はあるまい。固より此の觀察が、正當であると云ふてはない。只だ無理はあるまいと云ふのみだ。

薩の陰險  
數々

其他外國密商等其陰惡舉而數ふべからず。今度中納言（徳川慶喜）の參内に議論を立るも、矢張薩なる可し云々申述べし由。

以上は原の山階宮に言上したるものを、山階宮より井上石見が承りて、それを毛受鹿之介に傳へたるもの。惟ふに原の意見としては、正しく此通りにて今度の徳川慶喜參内の邪魔をしたるも、其の糸を手繰れば、其の根本は薩側にある可しと狙ひたるに相違ない。



原對大久保 要するに京都に於ける慶喜側と否慶喜側との對抗運動は、其實専ら一方に原市之進、他方に大久保一藏ありと云ふの外なかつた。但だ大久保は薩藩は薩藩である。自分は自分である。薩藩の意見は、藩主上京の後、分明ならむ。但だ自分としては、徳川慶喜の参内には、反對であると明言した。然も如何に釋明しても、大久保即ち薩藩であることは勿論の事だ。

【九】 徳川慶喜の御禮参内

妨害運動 如何に岩倉具視が、洛外岩倉村の幽栖から長竿を揮うても、如何に大久保一藏が、薩藩の背景もて、近衛家及び山階宮家等を運動しても、朝廷に於ける徳川慶喜の信用と勢力とは、屹然として動かし難きものがあつた。されば種々の妨害運動はあつたにせよ、結局は概ね徳川慶喜側の思惑通りに落著することにな

つた。即ち十月十六日には、原市之進が計企通りに、徳川慶喜は除服参内することとなつた。尙ほ此事に就て、内大臣近衛忠房は、當初から反對者の一人として聞えてゐたが、然も當人が自から打ち明けたる所によれば、未だ必らずしも然らざるものがある。

近衛大久保に強ひらる (上略) 徳中(徳川中納言慶喜) 参内一件、扱々心痛困入候。何分諸藩上京迄に参内不<sub>レ</sub>宜と申儀は、甚々不當之儀にて、内實於<sub>二</sub>下官は、如何之事と存候得共、日々大久保市藏來候て、段々迫り候に付、誠に誠<sub>二</sub>に無<sub>レ</sub>據不承知申立候儀、甚々心痛之次第に候。

此れにて事實は分明だ。近衛忠房は全く大久保一藏に強要せられて、餘儀なく参内延期の説を主張したのだ。さりとして大久保の迫力も亦た如何に旺盛であつたか、判知る。

山宮と薩 山宮(山階宮)には至て之策略多御方にて、扱々苦心候。何分にも山宮之論は薩論、薩之論は山宮之論にて、内心一致之事にて、扱々可<sub>レ</sub>恐存候事候。



此れにて如何に山階宮と大久保一藏等との間に、親交が成立してゐたか、判知る。山階宮は朝廷に於ける薩藩の代表と見るも、全然差支なき御方であつたことが判知る。

扱正三(正親町三條實愛)今日辭役差出候様子、右は被召止候様願上候。被聞召候へば、忽薩藩沸騰之勢に候間、何れ被召止候様、御勘考祈候。

此れは正親町三條實愛が、議奏を辭したが、若し之を聞届けあらせられては、忽ち薩藩の沸騰を來たすから、成る可くは辭表御却下を願ひたしとのこと。要するに此れも薩の抗議を惧れての心配からだ。

薩と山階  
りもの

吳々薩と山(山階宮)とは困り困入候。極密大亂書、御覽後、火中願候也。

十月十二日

忠 房

權 中 納 言 殿

此れは傳奏飛鳥井雅典に、内大臣近衛忠房が與へたるものだ。

除服出仕  
被仰出

此の如く、廟堂では近衛忠房さへも參内延期説に、心中から不賛成であつたから、慶喜の參内が、首尾克く行はれたのも、決して意外ではなかつた。

徳川慶喜は、九月二十六日に、別勅除服出仕の宣を賜うた。右は九月十四日、此節柄に付、來十六日除服出仕別勅被仰出候との御沙汰あつたが、それが九月廿六日に至つて實行せられた。而して十月十六日、徳川慶喜は御禮の爲め參内した。其の儀禮が、將軍參内の時に準じたるは、前以て打合せありたる通りにて、慶喜側の註文に應ぜられたるものであつた。

慶喜參内

十月十六日辛丑、徳川中納言慶喜卿、相續、別勅等、御禮參内也。申半刻(午後五時)出御于小御所有御對面、賜天盃三ツ肴御塞、設如每度從慶喜卿爲相續御禮、御太刀一腰、御馬(代黃金拾枚)一匹、綿貳百把、爲別勅御禮、白銀三百枚等、献上也。於休息所御祝酒被出(中略)松平肥後守、松平越中守、板倉伊賀守、松平豊後守、中條左衛門督、由良信濃守等隨從也。(非藏人記)

當時徳川慶喜の參内に際して、通熙卿記には、



隨從行裝

一 途中歩兵隨從、引馬一匹、網代輿、麻上下供、別段供、騎馬十人計、異國仕立之馬乗用、衣體も異風と云々。

と記してゐる。尙ほ忠能卿記には、

十月十六日辛丑、今日徳川中納言參内云々、何等之儀哉、定損國體之奸曲歟。

(原註 輿脇はさながら上下著用、前後左右は、夷體之出立、數百人之由也)

とある。要するに徳川慶喜が、其の護衛に西式騎馬の傳習兵を使用したものであらう。彼も中々隅に措けない高襟者流であつた。

### 第三章 二條關白の再出

#### 【一〇】 二條關白への宸翰

主上列參  
御深憂

二條關白、尹宮は何れも岩倉具視の指金である列參諫奏——八月三十日——の爲めに、一時辭表を上りて引き入つたが、事實は寧ろ主上に對する信任投票とも見る可きものとなりて、主上よりは極力其の出仕を促がし給うた。而して如何に此れが爲めに、主上が宸襟を惱まし玉ひたるかは、左記の宸翰が、尤も雄辯に之を説明してゐる。

九月十九日夜

宸翰

- 一 形勢切迫に付ても、關白無參朝段、予苦心いか計か、推察頼入候事。
- 一 日々の神拜に、關白速に出仕に相成様不祈事無之、神助にて關白にも出仕の心に相成様と存候。此上は祈誓已と存居候事に候事。



此の一節丈けにても、捧讀すれば關白は萬死を冒しても、聖意を奉承す可き臣子の大節が存在す可き筈だ、寔に恐れ入つたことだ。

一 予心腹過日面談の頃と、聊も無變心事は、無申迄も是迄水魚の儀故、尤關白にも今更予替候様には被存間敷、乍聊も無疑念様伏て依頼候、何分人氣あしく、離間流言多き時勢故、此段譯て申入置候事。

至尊は他迄關白に對して、初心を御變更なきを宣ふ。

一 八月三十日列參、實に予泣涕候計に候儀、關白にも承知と存候、扱於其場予大原(重德)に面會の儀、發言候を、不審に被存候半、右は其場にて、にちちもさつちも不相成、即答の致し方も無之、御直答迄、御待申居など、暴に申出様成人體へ對、めつたな事は不被申、又仲々即智の出候様の予に無之。

如何にも大原等一列の面々に迫られ、其の御困却の御模様拜察せらるゝ。

又其場にて、關白、尹宮にも、どふしやと尋事は不宣と存、態と其場をさけ候は、兩人の迷惑に不成、疑のかゝらん様と存申候處。

大原の能  
度に主上  
困意

止むなく  
大原引見

此れも御心配の餘りの事であつた。

迎も予大原の様成物と、應對不出來事は必定故、翌日誠に後悔々々、差向之事故、如何致し候やと存候へ共、無致方二日(慶應二年九月)に面會候事に候。

此の如くして遂ひに止むを得ず、九月二日、主上と大原重德との御直對の對面は出で來つた。

然處和談には候へ共、仲々不油斷めつたな事申ては、萬事障と相成と存、只何も六六不申、聞言計りに致し候から、大原も無致方はがゆふ存候貌色故、後日面會願と申次第に相成、其日もどうやら、こふやら濟し候。

以上は二日に於ける大原直對の始末だ、主上には別段の御戒心にて、御油斷無かつた。

今後大原  
面會一切  
斷絶

仍後日も面會などは、堅く用事邊にて止に致し居候、已後面會扱は決而斷之事に候、先荒々如此候、仍右大原に面會は、全予不調法に候、決而暴人(大原を斥す)をよいと存申出る所存には、盟神明無之段は、今更申迄も無之、承知之通の



予心底に候間、其邊は聊も無疑念様、伏て伏て頼入候事。  
此の如く主上には、關白に向つて大原專對のことを、不調法であつたと御理り  
遊ばされた。

關白との  
面談期待

个様に申せば、言譯致す様乍、有體話候事。

其後萬々の次第は、兩役へ内々尋候様頼入度事。

猶入來も候へば、直々萬々巨細に申入候へば、逐一可分と、唯々面談待居候事。

此れは關白と、直接面談致したしとの思召である。

幽閉人歎  
免論じて  
不可

一 三个度幽閉人之儀、萬々申入度儀有之候、猶出仕直對にて申入度と存居  
候事。

何分此場にて免候儀は、飽迄予不好候。此儀も兼て申居通故、萬々御承知と存  
候事。

今更替候儀、毛頭無之候事。

此の幽閉人中には、岩倉友山等も存することは勿論だ、されば彼等を一切平等

に赦免することは、二條關白や、尹宮には、異論あつたこと勿論だ、それ故主上に  
も斯く此事に付て繰り返し仰せ出されたのであらう。

過日來予苦心、色々の次第は、四卿へ尋之様、頼入度候。於予は列參も皆禁足、他  
人面會止にても早々申付度所存候事。

猶又文通も候半、如例頼申入候事。

主上固く  
二條信頼

此れは九月十九日夜付の二條關白への宸翰にて、如何に主上が二條關白の出  
仕を必須とし玉ひ、その爲めには飽迄二條關白等の要望をも、御採納あらせら  
るる思召を漏らし玉うたか、判知る。此の如くして折角の岩倉等の骨折は、一  
時停頓し、却つて二條關白、尹宮等の位地を堅固ならしむることとなつた。

### 【二】 二條關白の出仕と反對派の處罰



二條容易  
に出仕せ

如何に主上が、二條關白の出仕に就き、恠々あらせ玉ひたるかは、九月十九日夜付にて、二條關白に賜ひたる宸翰（參照一〇）が、尤も明白、剴切に之を物語つてゐる。爾來御手許よりは、關白の出仕に就て、屢々御懇命を降し賜はりたるに拘らず、二條關白が容易に出仕しなかつたのは、何故であつた乎。一は尹宮と進退を與にしたる行掛りよりして、尹宮のみを居残りとして、自己一人のみ出仕するを、屑としなかつた爲め乎。將た十二分に此方の地歩を固め、有利なる條件の下に、始めて出仕す可く工作したる爲め乎、二條家日記に曰く、

二條邸勅  
使出向

十月十五日禁中御使番無程爲勅使、兩役參上可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之旨案内申來。暫時過て勅使柳原大納言殿、六條中納言殿、野宮中納言殿、久世前宰相殿、各先寢殿二棟へ誘引、暫にて御一同於西湖之間御對面、御人拂にて御寛話。

此の議奏、傳奏の兩役四人の勅使が、如何なる用件を帶び來つた乎は、之を察するに難くない。而して彼は此の如くして十月廿七日愈よ出仕することとなつた。二條家日記に曰く、

二條出仕  
決定

廿七日依召清閑寺頭右大辨豐房朝臣參入、於西湖之間御對面（原註 御小直衣）被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>之次第如<sub>レ</sub>左。

公（二條齊敬）御所勞、且難被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>堪御任に付、去月以來御當職（關白）御辭退之儀、度度被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>上候處、即日厚以御沙汰被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>之候、然るに御所勞御全快には不被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候へ共、右御請被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>上、則押て今日より御出仕被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候旨云々。

とある。即ち彼れ二條齊敬は、清閑寺右大辨を招致して、自分出仕の旨を告げたのだ。而して前記の通りに實行せられた次第は、左記（言渡）の記事にて分明だ。

十月廿七日 關白殿過日來所勞難堪に付、辭表兩度迄被<sub>レ</sub>差出候處、以<sub>レ</sub>厚思食被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>留。其後内府公（近衛忠房）以<sub>レ</sub>御當役一日も早可有御出仕御内々御沙汰之趣、深畏入思召候得共、至今日御全快と申にても無<sub>レ</sub>之候間、又々此後御不參等も可有<sub>レ</sub>之候得共、爲<sub>レ</sub>御禮今日御出仕之由、頭辨（清閑寺豐房）御招御沙汰之旨被<sub>レ</sub>示。

とあるを見て判知る。



列參面々  
處分

然も此の出仕の當日は、列參諫奏の面々は、一同それぞれ處分を受くることとなつた。惟ふに二條關白の出仕と列參諫争の面々の所罰とが、同時に行はれたのは、決してそれが偶然の事では無かつたであらう。加之薩藩の傀儡視せられ、代表者視せられた山階宮、及び薩藩に好意を寄せつゝあつた正親町三條實愛も亦た同時に、それぞれ處分を受くることとなつた。非藏人日記に曰く、

處分御書  
付

十月廿七日 壬子四つ折書付を以、議奏衆被渡之旨、番頭相徳被申傳如左。

常陸宮

此度國事掛依所勞理乍申上他出、剩止宿、且從來不行跡、旁以蟄居被仰出候事。

正親町三條前大納言

勤役中、兼而左大辨宰相已下、徒黨建言次第、乍令承知、不加制止、却同意、不心得之至、依之遠慮閉門被仰出候事。

中御門左大辨宰相

大原前左衛門督

處分面々

兼而門流より相達候儀も有之候處、去八月晦日其身爲官柄且老年若輩誘引、結黨及建言候段、不憚朝憲、不敬之至、依之閉門被仰出候事。

北小路左京權大夫

高野 三位

穂波 三位

高倉 三位

櫛笥 中將

愛宕 中將

植松 少將

高野 少將

園池 少將

高辻 少納言

千種 侍從



岩倉 侍從  
 四條 大夫  
 西洞院 大夫  
 西四辻 大夫  
 愛宕 大夫  
 澤主 水正  
 大原 左馬頭  
 岩倉 大夫

兼而門流より相達候儀も有之候處、去八月晦日結黨及建言候段、不憚朝憲不敬之至、依之差控被仰出候事。

尙ほ十二月三日に至りて、豫て假服中の長谷美濃權介信成も、同様の達を受け

た。此の如く二條關白の出仕を一段落として、滿廷の反對分子は悉く皆な一掃し

去られた。

### 【三】 山階宮勅勤の内情

意外の御處分

抑も二條關白が出仕と同時に、山階宮、正親町三條實愛、其他列參諫奏の二十餘人が、それぞれ懲罰の處分を受けたことは、宛も二條關白出仕の交換條件とも云ふ可き様に受取られてゐる。然も事實果して如何。少くも山階宮晃親王の一件だけは、二條關白さへも意外であつたと、續再夢紀事には語つてゐる。當時在福井の松平春嶽より、十一月十一日付、在宇和島なる伊達宗城への書翰には、右一件に就ては、左の如く記してゐる。

却説京師之形勢又々一變仕候様被察申候。……十月廿七日夜、俄に議奏より御達にて、國分上總（山階宮要人）非藏人口へ罷出候處、豈料や山階親王閉塾之



勅諭被爲蒙、上總大當惑にて、直に罷歸り、折角此日櫻木前殿下(近衛忠熙)、内府公(近衛忠房)、一條亞相公、御室宮等御參集にて、御盛筵最中、且雅樂等御催之處へ、上總罷歸り來り、親王へ申上候處、格別之御驚愕も無之、先樂人呼下げ候趣、前殿下(近衛忠熙)更に御承知無之候故、再御快樂にて、笛吹かせられ候には、上總も當惑之體に候よし、爾來親王には、兩戸も御べ切にて、御謹慎之御様子、御同事に恐入候外無之、結局附鳴呼二字申候。

とある。此れにて山階宮勅諭の一事は、御當人は勿論、其の周邊でも、全く意外の事であつたことが判知る。尙又た同書に曰く、

關白にも  
意外

且又殿下(三條關白)も廿七日(慶應二年十月)御出仕相成候由、同日親王勅諭之御沙汰、殿下も一向御承知無之、御出仕之處、別勅下り、於殿下而も、更に御驚愕之御様子に候得共、如何ともする事不能、不得止發令に相成候趣也。

とある。果して然らば二條關白も、全く此事丈は意外であつたことが判知る。それによつては、更らに一步を進めて、左の如く解説してゐる。

原の策動  
か

全く風聞にては、麥麩(幕府)より尹宮へ取込、尹より後宮格別御心易き内侍へ段々被仰立、別勅諭責之運びと承り申候。尹宮もどふか近日には、御出仕と承り申候。内府公(近衛忠房)へも、御察度有之候由之所、是丈は殿下(三條關白)之格別之御盡力にて、無事なりと承り申候。碧海桑田、如何にも愚味の測知し難き所に御座候。方今黃門公(徳川慶喜)御臥内の臣は、原市之進に御座候。定而閣下(伊達宗城)も御承知と奉存候。

此れにて見れば、原市之進が、徳川慶喜と相談の上、先づ尹宮に持ち込み、尹宮の手から内廷に持ち込み、遂ひに山階宮を斥くるの勅諭が天降りとなつたと云ふ意味に受取らるゝ。然も事實果して然る乎、否乎は詳でない。

但だ朝彦親王日記によれば、

二十八日(慶應二年十月)癸丑雪つもる三四寸。

一 今曉寅半頃(午前五時頃)

從九條廻達、左に、

登居御仰  
出



常陸宮

此度國事掛依所勞理乍申上他出、剩止宿、且從來不行跡、旁以蟄居被仰出云々、以下正親町三條其他列參諫奏者一同の處分が掲げてある。

朝彦親王  
進退伺

一 關白へ内談申遣以出羽守(山下)右は常陸宮蒙勅勘候に付、進退相伺候。先文之通故、進退伺書、夕景に傳奏月番野宮に差出、落手之旨返答也。進退伺書左に、

常陸宮

蒙勅勘候由承恐入候、乍不及兼て致心添候得共、毎々不憚朝憲次第、於朝彦何共恐入候、全平常説諭致方、不行届より之儀、一入恐入候、仍進退相伺候事。

十月二十八日

朝彦

傳奏衆に

右之通四折に認、關白に一通、武傳に一通差出畢。

右却下

とある。されば尹宮には、常陸宮の勅勘に付、自己も亦其の責に任じて、斯く進退伺を差出したるものであらう。然るに翌日は、直ちに其儀に及ばざる旨の御沙汰があつた。

同廿九日甲寅 晴

一 夕景從武傳家僕招に令差出候處、左に、  
常陸宮御咎に付、予進退伺候處、不及其儀旨被仰出候事。  
於非藏人口、武傳兩卿面會、大學權助へ達也。御請にも不及旨、野宮より申聞之由也。

とある。此れは此の進退伺は、全くの形式的のものにて、先以て二條關白と打合せ済の上の、手續きであつたことが判知る。

常陸宮蟄居被仰出

廿八日癸丑(慶應二年十月)傳聞常陸宮蟄居昨日被仰下云々。雖未聞其子細、此人近日



有衆人屬望、仍所退歟。忠直正義蒙爾厄、奸佞諂諛乘之、歎而有餘。……松平肥後守藩士五六輩當家守衛之儀、自武傳被遣之間所來候云々。是番兵也。近頃罪人皆如此。

〔續愚林記〕

### 【三】 勅勘事件の餘波 (一)

中山の概

尚ほ山階宮勅勘一件に就ては、中山忠能卿記に、左の記事がある。

廿七日(慶應二年十月)壬子 殿下(二條關白)俄出仕云々。定可有事故也。

廿九日 甲寅 濱來狀。

一昨(廿七日)御咎定て御覽と存候へ共、差上候。扱々轉變、只々仰天獨笑不堪候。山階(宮)不行跡は勿論、夫故平人に迄被成候人を御取上、還俗親王に迄御

取立、今更不行狀とは何之事に候哉、實に不條理千萬、榜難目前、又薩杯議論の一端と被存候。(中略)

此れは第三者の立場からの批評だ。全く然りだ。山階宮の御前過を洗ひ立つれば、全く此通りだ。今更ら不行狀杯とは、全く不條理千萬に相違あるまい。

やはり徳  
中言上か

御咎一條は、矢張徳中(徳川中納言慶喜)參内の節言上、或は御相談に相違無之候。

果して然る乎、否乎。

先日門流云々之理書にて、一應相濟候處、再發之段、甚怪事に候。

此れは列參諫奏二十二人の懲罰に就ての榜評だ。

忠房の行  
勅御戒飭

尚ほ山階宮勅勘及び其他の處分に就ては、十月廿九日内大臣近衛忠房が、薩藩の刺戟によりて、書を二條關白に與へ、其の意見を具陳したところ、關白は之を上奏し、主上は左の宸翰を賜うて、忠房の行動を戒飭し玉うた。

内府(近衛忠房)書狀一覽候。右心痛邊一通り尤には候得共、有體申候處にては、



何ぞ薩藩を恐れん

薩藩如何體迫り候、其取押難出來譯、毛頭無之存候。如何に薩藩が、朝廷の措置に就て、苦情を云へばとて、それを鎮壓するに、何等掛念は無いと、思食だ。

攝關相續、既に官位共に昇進候は、薩藩之許容候哉。何之宣許に候哉。是迄首服以下、慶奏於何處て被致候哉。向兵器て被致候哉。其邊さへ相分り有之候へば、誰か迫り候共、無心配譯に候。

悉く是れ朝權の發動するところ、薩藩に於て、何かあらん哉。

彼是心配相成は、腹内私勝手有之候故、自然と臆病、且心配起り候事と存候。

近衛忠房が薩を怖るゝは、其の胸中に私心あれば也。即ち薩の力に頼らんとすれば也。

忠房勤王道薄

兎角其方(近衛忠房を斥す)勤王道薄く、私有之、以後可爲改心候、執柄補任之人體として、心得方悪く候ては、朝廷之式法崩、逆心に候。内府(忠房)改心次第にて、迫人(薩を斥す)靜謐と存候。父子は血肉一體、前關白(忠房)内府(忠房)同事に候。

聖意一斷不動

之を捧讀すれば、如何に至尊が逆鱗あらせられたか、判知る。

左候故常州(山階宮)正三(正親町三條實愛)廿二人共勅勘之輩を被迫候、申立候儀、矯主意、逆臣に候間、右之所置、斷然予(至尊)申出候上は、彼是申問敷譯に候。聖意一斷、決して廻らす可からず。

右邊之處、陽明父子(近衛忠房、同忠房)へ申聞可置存候。猶兩人へ申渡詞は、猶兩役熟談、宜敷書綴有之度候事。

右之段存分打明申入候也。

兩役へ

宸怒の理由

此の如く至尊より宸翰を賜はりたるを見れば、朝廷に於ける薩藩の勢力は正さに一頓挫の姿と云はねばならぬ。同時に徳川慶喜側の勢力は、二條關白の出仕と與に、愈よ堅固となりたるものと判断す可き理由がある。而して至尊が何故に此の如く雷霆の宸威もて、近衛父子に臨ませ玉ひたるかは、忖度し奉るも恐れ入るが、外間の勢力が、彼是と朝權の發動を妨害せんとするを、好ませ玉は



ざりし爲めてあらうと信ぜらるゝ。

【二四】 勅勘事件の餘波 (二)

兩役の宸  
翰修正

兩役の人々は、宸翰其儘を、近衛父子に交付するには、餘りに激烈なれば、聖旨を奉戴して、左の如く之を修正した。

今度常陸宮以下、御咎被仰出候に付、萬一嘆願筋取持之儀、何方より頼込候とも、一切採用有之間敷、將亦諸藩士彼是申出候とも、頓著可爲無用候。如何體迫候迪、其取押難出來譯毛頭無之、攝關相續、既に官位昇進候は、薩藩之許容候哉、何之宣許候哉。其邊勘辨有之候得ば、何れより迫り候共、無心配譯、彼是心配候は、心中私情有之故、自然臆病に可相成間、以後可爲改心候。

執柄補任之人體として、心得方不宜候ては、朝廷之式法に可相拘、左候時は可

御趣旨頗  
る緩和

爲不忠候。心得次第にて、迫人靜謐に可及、右等厚相心得可有之と之御事に候。以上の修正文を、宸翰と對照すれば、其の旨趣には相違なきも、熱湯と、生温き水との相違ありて、とても宸翰の旨趣を貫徹するものとは見られない。併し若し宸翰其儘のものを、近衛父子が捧讀したらんには、如何に恐悚す可き乎。尙ほ此事に就ては、二條關白は、左の如く議奏に申通してゐる。

關白亦恐  
縮

令披閱候。(中略)唯今勅書之寫、内密拜見、何共令恐縮候。實に右様斷然叡覽に相成候とは、無存掛、下官全輕率之至と令後悔候。

此れは餘りに宸翰の文句が異常なるが爲めに、二條關白も、全く恐れ入り、今更ら近衛忠房からの書面を叡覽に奉供したることを後悔すると申すのだ。

何分過刻之陽明家一封は、議卿限り之事に相成候様、別而御理言上成給候様、御頼申入候。

元來議奏連中までの積りにて、天覽に奉供する積りては無かつたのだ。此れを今となりて二條關白が申譯けをしたのであらう。



修正文提  
示賛成

併ながら迫人(誰を斥す)御座候節、取押之御書取も被願候儀に候得ば、各方之御書綴之方に候へば可然歟。

宸翰共儘のものでなく、前記の修正文を示す方然る可しとのこと。

全體右様之御時宜に候へば、乍御苦勞門流之邊、柳廣(柳原光愛、廣橋胤保)演舌にて御申入置候方、不廉立可然哉と愚存候。

此れは近衛父子に對する措置に就て云ふ。

嚴命却て  
煩悩を生  
ぜん

餘り嚴命候様に相成候へば、嘸々心配に相成、自然進退伺とか、引籠とか申立られ候様にては、又別に一事出來候様にては、恐入候間、先兩役御深考有度候。餘りに嚴重に近衛父子に仕向くれば、同人等の引責となりて、又たしも一事件を惹起することとなる。二條關白の心配も、決して無理からぬことだ。

決而決而臆病一身逃れ申立候には無之候得共、過刻のは、唯々意味不問違ため、彼一封各方迄に内密爲見申入候事に候間、何卒何卒、御前邊之處は、全私不行届之儀、可然御取繕、御理之段、御頼申入度候。先は忽々、例之亂書不文を以、御

答旁如此候也。

乃辰

齊

敬

議奏中即開極密々。

關白の後  
悔

有體に云へば、二條關白も餘りに藥が利き過ぎて、實は一驚を喫したものであらう。まさか近衛忠房の文書が、斯く迄宸怒を挑發す可しとは、考へてゐなかつたであらう。ところが案外の事となりて、今更その文書を、天覽に奉供したるを後悔し、斯くは議奏にも申譯をなし、且つ議奏を以て、然る可く、至尊にも御理りを申上げたものであらう。然も如何に至尊が朝權の把持に就て、重大に御宸慮遊ばされたかは、此の一事を見ても拜察するに餘りある。



【二五】大名招集の失敗

召集面々

對朝廷の方策は、著々徳川慶喜側の意の如くなつたが、對大名の目論見は、薩張り當てが外れた。則ち折角朝命を請ふて、京都に召集したる大名二十四藩、即ち尾張前大納言慶勝、紀伊中納言茂承、前田加賀守慶寧、又た鍋島閑叟、島津大隅守久光、山内容堂、伊達伊豫守宗城は、隱居なれど、都合により召され、細川越中守慶順は、其弟長岡良之助護美を召連れ上京す可く命ぜられ、蜂須賀阿波守齊裕、同淡路守茂韶父子、黒田美濃守齊溥、同下野守慶贊父子、淺野安藝守茂長、同紀伊守茂勳父子、藤堂和泉守高猷、同大學頭高潔父子、久松隱岐守勝成、同式部大輔定昭父子は、何れも父子共に上京を命ぜられ、伊達陸奥守慶邦、池田因幡守慶徳、松平三河守慶倫、松平出羽守定安、池田備前守茂政、有馬中務大輔慶頼、立花飛騨守鑑寛、松平大藏大輔慶永、松平肥後守容保、松平越中守定敬、上杉式部大輔茂憲等であつた。然るに朝命を奉じて、上京したるものは、甚だ寥々であつた。徳川慶喜公

傳に曰く、

上京者寥寥

初め諸大名召集の議決するや、公は一橋家用人梅澤孫太郎に親書を附して、土、薩、兩肥に派遣し、旨を松平容堂、島津大隅守、松平閑叟、長岡良之助に傳へて、其の上京を勧誘せらる。尋て朝命を傳達せられたれども、諸大名多くは病と稱して朝せず、其召に應じて十月までに上京したる者は、僅に松平(池田)備前守、藤堂大學頭、松平出羽守、松平(前田)加賀守の五人あるのみ。長岡良之助は、公の親書によりて、九月六日上京したれども、滞在旬日にして國に歸り、松平大藏大輔も、十月朔日を以て歸國の途に就きたり。

其の理由

此の如く大名召集が、不成功に了りたる理由に就ては、徳川慶喜公傳は、左の如く説明してゐる。

思ふに國事多難の時に當りて、朝廷は輔弼の臣に乏しくして、廷議屢動搖し、長州再征の役は、朝旨によりて、兵を戡めたれども、其處分は如何にして解決すべきか、定案ある者なく、幕府は公(慶喜)宗家を相續せられたれども、征夷大



將軍は、尙其位を空しくして、武門の棟梁を缺けり。而して堂上の一派と薩長諸藩とは、機會を伺ひて、王政を古に復せんと圖る。天下の勢將に變ぜんとするは、識者を待たずして知ることを得べし。此に於て或者は形勢を觀望して、依々決せず、或者は風雲を望みて、雄飛を試みんとし、孰れも天下將に亂れんとするを察して、皆自家の經營に急なり。安ぞ悠々として朝召に應じ、朝令暮改の廟議に參ずるの違あらんや。諸大名の多數が容易に入朝せざるは、此故なり。

此の如く一般的の觀察をしてゐる。而して更らに一步を進めて、左の如く論究してゐる。

諸大名の感情

況や諸大名の感情は、公(慶喜)に對して慊らざるものあるをや。蓋し公の意は諸大名を召集し、公論によりて國是を議定し、國運の發展を期するにあれども、原市之進の如きは、潜に此機を利用して、徳川家の衰運を挽回せん。の心計を運らせるものゝ如し。市之進が或日、議奏柳原大納言に語れる言に、「こたび

原の言動

諸大名を召さるゝは、大樹の薨去を始め、長州征伐の不結果などにより、徳川家の浮沈安危の機に迫りたれば、全く徳川家の利害得失を商量せんとするところにあり。それが爲め、既に梅澤孫太郎を九州、四國へ派遣せられし程にて、朝命を請ふべき宿意にあらざりしが、圖らずも朝命の方然るべしとの議論盛なりければ、寡君(慶喜)はそれも亦可なり、命に従ひ奉るべきなりとて、遂に御沙汰を諸藩に下さるゝこととはなりぬ。然れども決して徳川家の手を離れて、純然朝命にのみ任せ奉らんの本意にあらず」といへるあり。これ固より市之進一己の考ならんも、市之進が公(慶喜)の帷幕に參じて、君臣水魚の交あれば、其言の漸く世に洩れ聞ゆるに及びて、いたく物議を惹起し、累を公に及ぼせること少からず。

加之市之進が、板倉伊賀守と共に、公を將軍に爲しまゐらせんとて、諸大名の同意周旋を請へることどもありしより、諸大名は、孰れも公の心事を疑ひ、公明正大の念なき者と誤解したるは、誠に已むを得ざる次第なりき。



とあるは、少くとも一半の眞理に庶しと云はねばならぬ。但だ其の責任者が果して原市之進一人であつた乎、否乎は、更らに検討の必要が無いでも無い。

## 第四章 徳川慶喜の將軍宣下

### 【二六】 大久保一藏の近衛忠房への建白

原の運動

人各々其主の爲めにし、其の所信の爲めにす。原市之進は、全心全力もて、徳川慶喜を、征夷大將軍に擔ぎ上げ、慶喜をして徳川幕府の傳統的任務を效さしめんと欲し、その爲めに縦横上下に運動した。而して其の運動の結果が、却て慶喜の爲めに、反感を挑撥せしむるに至つたとは、徳川慶喜公傳で明言したる〔參照一五〕通りである。之に反して薩の大久保一藏は、極力之を阻止す可く運動した。而して彼が近衛忠房に向つて、運動の結果が、同人の文書となりて、二條關白に提出せられ、二條關白の手によりて、やがて天覽に奉供し、爲めに逆鱗に觸れた始末は、既記の通りだ〔參照一三—一四〕。固より此の一件は、専ら山階宮の勅勘事件に關して、徳川慶喜に直接干係なき事であつたが、然も大久保の眞意は、飽迄對

大久保の  
阻止



大久保近衛に運動

幕對德川慶喜にあつたことは斷じて疑を容れない。抑も大久保一藏が如何に近衛忠房に向つて運動したる乎。彼は德川慶喜が、除服出仕御禮の參内にも反對した。彼は諸大名參集までは、朝廷の諸ろの政務は中止せらる可く建白した。而して此の時節を機會として、他迄德川慶喜が征夷大將軍の宣下を沮止せんとした。乃ち十月六日付にて、彼が近衛忠房に與へたる書翰は左の如し。

一 征夷大將軍職之事。

右御辭退申上候付ては、無此上御大幸に候間、諸藩來會迄は、何様之義被爲在候ても、決而宣下不被爲在候様、御確定專要之義と奉存候。實に今日之危殆に推遷、天下之動亂を生、朝廷之御失體を醸候義は、根原幕府之大罪にて、其幕府を補佐して、大罪に陥れ候は、一（一橋慶喜）會（松平容保）桑（松平定敬）に有之事は、普所知にして、申上候迄も無御座、就中昨年（慶應元年）攝海異人來舶、兵庫港開鎖之義、朝廷御評議之節、奉言上候次第より以往、頃日防長之義にいたる迄、暴

を以奉挫、威を以奉迫、朝に進討を論じ、夕に解兵を説、實に朝廷を愚弄、輕蔑奉り候次第、其譎詐百端之心術、可恐所爲に御座候得ば、諸藩人心之離叛は、扱置民間市店之輕輩迄も、頻に惡聲仕候人氣に御座候。仍て其然る所以を克々被爲聞召分、諸藩來會、公議極論を盡し、而後、御治定被爲在候様、御盡力肝要之御事と奉伏願候事。

大久保の意氣込

此の一文にて、如何なる意氣込を以て、大久保は近衛家に肉薄したるかを知る可きであらう。要するに德川慶喜や、會津、桑名の幕府與黨に對しては、半點だも妥協の餘地を見出さないほどに、之を敵視し、到底並立せざるの態度を示してゐる。

大久保進言

尙ほ大久保は又た十月（日付分明ならず）近衛忠房に向つて、左の如く進言してゐる。

當職（二條關白）御進退之儀、不容易天下之御大事に關係、人心の向背に相拘候儀に御座候。全體内外危急之時節、樞要之御職務、片時も被爲缺候ては、難相濟



御事は、愚夫愚婦も所知にて、速に御出仕被爲在候儀、當然之譯にて、可否之論にも不及事候得共、是迄朝廷之御體裁不相立、幕府驕傲暴戾、御微弱を奉凌、正邪當否之差別無、奉迫候得ば、凡て言上之通、御動搖相成、如意に取計候次第に御座候。終に長防之義、進退處置を失ひ、不得止天下之牧伯呼集、公評を盡度、且亦征夷將軍職、固御辭退申上候は、實に朝威興張、千載一時之大機會、再難得一擧にて、天下有志之者、雀躍飛揚仕居候時機に御座候。乍此上御失體被爲在候ては、諸藩も動兼、人心混雜相成候は、顯然たる事に御座候。當職(二條關白)御出仕朝廷之御威權を不被爲失、黑白分明、正大公平之御處置被爲、調候得ば、今日之體にも至り申問敷義に有之。仍之諸藩來會迄は、國事無大小不被爲聞食候様、御建白も被爲在、纔に右御治定を以、上下一同安堵之思を成し候義、不堪嘆息御事に御座候。

以上は二條關白引籠以來の朝廷に就て云ふ、即ち諸藩來會迄、一切國務の處理中止と云ふことだ。

幕府運動  
朝議動搖

然るに除服(此れは徳川慶喜に就て云ふ)之事も、御承知も不被爲在御運相成且將軍推任之説も、於諸藩段々有之由候得ば、累卵燒眉の慮を成、奉案煩候。先月十八日被仰出候御趣意にては、當職(二條關白)御出仕被爲在候得ば、假令國事重大之事件といへども、朝議御止と申御都合には、至兼、殊に幕より種々盡力且阿諛之藩に意通いたし、内外御迫申候得ば、御動搖は差見得候事にて、皇國之御大事を憂患仕候は、誰か痛心焦慮せざらん哉。

御座確定  
進言の依  
頼

此れは原市之進等の運動の結果、朝議が内大臣近衛忠房等の知らぬ間に變更せられたる次第を云ふ、而して更らに前途に於て、尤も憂慮す可き次第を云ふ。幾重にも今日之處、朝廷御安危之境に候間、伏冀御一身上に御體認被爲遊、前條之大事は勿論、天下事情形勢、厚御熟考、叡慮御確定被爲在候様、御忠言被爲盡度、當時御殿之處、天下屬目依頼奉る所にて、朝廷之御失體は、御前之(近衛家を斥す)御失徳に相拘候御義と奉存候、兼て御家來同様相心得、無伏臘奉言上候様、御懇命之趣拜承仕候得ば、假令觸思召候共、惻怛勃々之至誠、不能制、既に



御治定之御趣意奉伺候得共、尙難奉黙止痛心之餘、愚存奉建言候誠惶誠恐頓首百拜。

要するに大久保等は、その運動したる——例せば、九月十八日、諸大名の來集まで國務處理中止なども、悉く裏を搔かれ、徳川慶喜の除服出仕も行はれ——諸事皆な意想外の事のみにて、朝議の動搖を覺束なく思ひ、遂ひに此の如く劃切の意見をもて、近衛忠房に肉薄したのであらう。

### 【一七】 將軍職宣下の前提

原運動の  
効果

大久保一藏は、表の人として、岩倉具視は裡の人として、互ひに徳川慶喜側排斥の運動を做したるに拘はらず、朝廷の上には、全く徳川慶喜側が勝利を得た。要するに二條關白、尹宮及び徳川慶喜の三者の間に、完全に其の連絡が取れ、其の

一切徳川  
氏に有利

諒解が成り、而して其の協同工作が行はれたからだ。此れも畢竟原市之進其人が其間に於ける周旋、運動の力、與りて大に居るものと見ねばなるまい。

大久保一藏は、諸大名の來集に、少からざる期待を屬し、此の大名の評定によりて、長州問題を落着せしめ、長州をして再び従前の長州たらしめ、毛利父子の復官は勿論、三條實美始め、五卿の入京を許し、進んで兵庫開港問題をも解決せんと欲した。然るに諸大名何れも上京せず、折角に上京したる前田慶寧、池田茂政、蜂須賀茂韶、藤堂高潔なども、別段斯る大問題に付、格別の意見も無く、要するに例に仍りて例の如く、其の上京も殆んど無意義に歸し、一切の政務は、全く徳川慶喜側に、尤も有利に廻轉した。

岩倉兩居  
警守

薩藩の第一に頼みとしたる山階宮は、勅勘を被りて閉居を命ぜられた。正親町三條實愛は、譴責を被りて、閉居した。列參諫奏二十二人の連中も——假服中の長谷美濃權介を除き——何れもそれぞれ處分を受けた。而して會、桑及び勝山（小笠原長守）、水口（加藤明實）の兵を以て、彼等の邸宅を監守せしめ、更らに洛北岩



倉村に於ける岩倉友山の幽居をも、警守することとなつた。

薩藩黨没

十一月二日飛鳥井雅典は、本邸の雜掌石井數馬を招致し、書記某をして言はしめて曰く、今回入道殿へ護衛を附せらるゝを以て、之を入道殿に通告すべしと。蓋し朝廷中御門氏等の列參建言は、具視が主謀たることを知るを以てなり。此夜桑名藩田中鐘三郎、樋口三郎、其藩士五人を率ゐ、具視の邸に来る。：當邸は至て狹隘にして、足下等が詰所に充つ可きの室無し。因て邸内に於て、貴藩より新に詰所を築造せらるゝかと。鐘三郎答へて曰く、入道殿の御居間に接近するの室に起臥して、以て護衛なすべしとの命なり。因て詰所を築造すると否とは、之れを主人に候して、以て答へんと欲す。其の指揮を得る迄の間は、御玄關を借用せんことを請ふと。右京（岩倉家人藤井右京）之を具視に告げて以て其請を聽す。是より毎朝具視必ず護衛の士を延見して、寒暄を叙す。護衛の士、大に心を安んず。後に迫んで、具視問暇あれば、之を呼んで茶を圍み、歌を詠じ、或は酒を給し食を賜ふ。接遇甚だ厚し。護衛の士、皆悦服して、遂に

志士出入却て便

親昵すること、幾んど家人と異ならず。其後幕府別手組若林龜三郎等八人來り、桑名藩士と交代す。具視之を遇すること、亦桑名藩士の如し。是に於て志士が具視の邸に出入するもの頗る便利を得たり。

流石に相手が岩倉具視其人であつたから、折角の監守も、監守とならず、却て志士出入の爲めに、門戸開放の便利を提供するに到つたのは、意外と云へば意外だ。

慶喜意志一變

却説も一舉にして反對派を一掃したる徳川慶喜側には、焦眉の問題は將軍職の宣下だ。慶喜當人は、不精々々に宗家を相續するを承諾したるも、將軍職に關しては、當初から之を固辭した。それが慶喜其人の本志であつた乎、將た當時の事情、然かせざるを得なかつた乎。其邊の揣摩は姑らく措き、彼の將軍職に對する意向も、漸く一變と云はずんば、少くとも鮮明となつて來た。それは徳川宗家を相續して、將軍職を相續せざるは、事實に於て、所謂佛作りて魂を入れざるも、同様であるからだ。彼としても既に宗家を相續したる上にて、其儘無職



であることは、頗る手持無沙汰の憾なき能はぬであつたらう。彼既に然り。況んや其の周邊をや。

原猛運動  
亦當然

されば彼が懐刀たる原市之進が、穂積亮之助と相諮りて、九天の上、九地の下、到らぬ限なく手を盡して、將軍職宣下の運動を事としたのは、決して不思議の事ではあるまい。

### 【二八】 將軍宣下の促進

諸侯將軍  
宣下希望

原市之進等の運動は、著々功を奏して、朝廷の上は勿論、諸大名の間にしても、徳川慶喜の將軍宣下を希望するもの、亦少くなかつた。

今諸大名の意嚮を按ずるに、尾州、紀州、會津、桑名の如きは、いはずもあれ、外藩にては土州、肥後、久留米などは、夙に公（徳川慶喜）の就職を希望せり。されども松平

大藏大輔（慶喜）は之に異なり、今日の場合、一切の私心を去り、自ら興望の徳川家に歸するの後にあらざれば、不可なり。將軍職は飽くまでも固辭して、之を天下に投げ出すの決心を固め、政權を私する意なきを天下に示すべし。此の如くならば、同情は必ず公（徳川慶喜）に集まりて、却て既墜の威光を回復することを得ん。然らば假令就任の意なくとも、將軍職は自ら歸すべしとの説を執りて、公にも進言せり。是れには松平出羽守（定安、出雲、松江藩主）、松平備前守（池田茂政、備前岡山藩主）等の如き同論者もなきにあらず。然るに板倉伊賀守、原市之進、穂積亮之助等、周旋の力や強かりけん、譜代、親藩の徳川家に對する情誼や厚かりけん、尾張前大納言、紀伊中納言、松平加賀守、松平隱岐守（久松勝成、伊豫、松山藩主）、松平三河守（慶倫、美作津山藩主）等は、各書を朝廷に上りて、公の將軍宣下を請へり。（徳川慶喜公傳）

右の當然

事實全く此の通りであつたらう。元來徳川慶喜が、宗家を相續せざれば已む。既に宗家を相續して、將軍職を固辭すると云ふことは、從來の慣例に於て、未曾有



の事だ。家康以來徳川宗家の主は、即ち大將軍にして、大將軍が即ち徳川宗家の主である。二者は一にして二にあらず。然るに慶喜に至りて、強ひて之を二にせんとするは——若し幕府制度を、根本的に更革せんとすれば、いざ知らず——苟も幕府制度を存続する以上は、凡有る政務施行の上に於ても、不便、不都合、不可能の事である可きは、斷じて疑を容れない。

二條、尹  
宮亦就職  
勸告

朝廷にては二條關白、賀陽宮などの意を公に傾けたるは固よりなるが、其身激派に忌憚せらるゝを知り、自己保護の上に於ても、公(徳川慶喜)を將軍となして、其力に頼るに如かずと思ひければ、公に勸めて、今日の如き危急切迫の時、將軍職を闕かんは、朝廷にても困却すること多ければ、速に御請を申さるべし」と忠告再三に及びたり。此の如くなれば、大久保一藏等が、妨害運動も、八月晦日の列參奏上も、共に其効なく、却つて列參の公卿は幽閉せられて、關白、宮を始め、幕府に同情せる人々の力、朝廷に重く、將軍宣下の事、漸く事實とならんとす。加之外交問題の切迫は、益宣下を急ぐ動機となれるが如し。(同上)

將軍宣下  
促進の  
一

慶喜外使  
引見請願

實を云へば、主上の御左右は、概して佐幕黨を以て固めたりと云ふ可く、されば此の方面には、流石の岩倉、大久保の手も、今は全く届かない始末に立ち到つた。而して所謂外交問題と云ふは、佛國公使ロツシユは、是非將軍の相續者に謁見を薄り、又英國公使パークスは、日本の主權は天皇に存するからには、直接天皇に謁見せんとし、事は追々と面倒に赴くの勢あるからには、寧ろ此際徳川慶喜は、彼等を大阪に引見す可く、之を朝廷に請ふた。此れは實に十一月八日のことだ。

右請願書

横濱表在留之佛蘭西人兼て國書致持參、大樹公へ直渡致度旨、度々申立て候得共、進發中に付、被斷置候處、今般代替、殊に長防休兵相成居候に付ては、前顯國書相渡旨、猶又申立候。此上彼より強て申立、萬一攝海渡來之事に立至候ては、不容易御不都合に有之、左候迎方今東歸之期も無之、其内延引致し候ては、混雜之儀も可生候に付、今度代替之廉を以、中納言(徳川慶喜)殿、各國使節へ被致面會其節國書請取候様被致度、就ては五六日滞在之見込を以、大阪表へ呼



寄候積に候。

右は帝都近之儀に付、此段御兩卿(武家傳奏、飛鳥井雅典、野宮定功)へ、御達可申置旨年寄共申聞候。尤頃合之儀は、猶追て御達可申候事。

此の對外國公使問題が、將軍宣下促進の一動機となれるは、固より深く穿鑿を要せざる事であらう。

【一九】 將軍宣下に關する諸建白 (一)

將軍宣下の必要

既に外國公使を、大阪に招見することゝなれば、それが單に德川家の宗主としては、全く意味を爲さない。外國公使も固より德川家の宗主を相手として謁見するのではない。彼等は只だ幕府の主である可き、德川將軍を相手とするのだ。されば德川慶喜が、自から朝廷に向つて、外國使臣を、大阪に招見せんことを上

申したる、其の一事が、業に既に、慶喜其人が自から德川將軍としての位地を前提としたることが判知る。

宣下必須の勢促進

内外の事情は、兎も角も德川慶喜に將軍宣下の餘儀なき勢ひを促進せしめた。而して此の勢を作りたるには、固より原市之進等の努力が大きに居た。又た豫ねて德川慶喜が、禁裡守衛總督として、奉仕したることは、一層彼をして朝廷に近接せしめ、從つて至尊の御信任をも渥からしめた。されば彼を將軍職に補任し玉ふことは、至尊に取りては、決して苦痛の役目とは思召し玉はなかつた。況んや諸大名の中には、親しく德川慶喜に將軍職御宣下を建白するもの、一にして足らざるに於てをやだ。乃ち第一に上書したのは、紀伊藩主德川茂承だ。

紀伊侯建白

恐懼待罪之身を以、奉言上候儀、奉恐入候得共、慶喜此度德川家相續被仰出、於茂承も難有奉存候處、相續は仕候得共、職任は達て推讓仕居候趣。當時外夷猖獗海内洶々、人心不定之折柄、將軍職一日も無之候ては、乍恐治亂之機に拘り可申と、深憂慮仕候間、何分御先格通宣下被仰出、辭讓仕候共、御許允無御座様



奉願度、是茂承之私情に無御座、天下之御爲と奉存候付、鄙情を不顧、此段奉言上候。借越多罪之段、御寛容奉懇願候。臣茂承誠恐誠惶、頓首百拜。

此れは九月附である。紀州は二度迄も、一吉宗、家茂一將軍を出したる家柄だ。されば徳川茂承は、慶喜以外には、將軍職の候補者として尤も有力なるべき一人だ。然るに彼が率先して、此の如き上書を捧呈したるは、慶喜側に於ては、頗る効果的の推薦状と見做さねばならぬ。此れには定めて内輪にて、それぞれ工作が行はれたものと推測せらるゝ。

尾張慶勝  
建白

尙ほ前尾張藩主徳川慶勝も、亦た之に次で、左の上書をした。

謹而奉言上候。徳川中納言、先般既に本宗之跡を繼候處、自謫謙之儀を守、固く傳家之職を奉辭、於朝廷、其至懷を被爲、監強授之命を不降賜、御懇之次第、感激之至、奉存候。然に天意之御深遠をも、不奉測、叨に奉言上候は、冒瀆之罪、誠以奉恐入候得共、臣慶勝竊に時機之所在を伏察仕、鄙忱之至りに不堪、敢て獻言仕候。

四海動搖  
防止の爲

朝廷が慶喜の將軍職辭意を諒として、直に宣下し賜はらざるは、寔とに難有き次第ではあるが、今日の情勢は、慶喜の辭意を、その儘に經過せしむるを容さずとの主意、以下その理由を云ふ。

當今四海未穩、鈇鉞之職を闕、億兆之事、無所繫、自然動搖之端を生じ易、御爲如何と深心配仕候。

此の形勢に、將軍職を闕くは、天下動搖の因を做すを云ふ。

若天眷不被爲移、祖先之箕裘を御扶助被下置候は、中納言之才は、臣が一門之巨擘、勞は積年の盡瘁、他人之匹すべきに無御座、其上既故大樹(將軍家茂)之命を以、其宗祧之重きを承り候上は、仰願はくは、何卒頃刻も御早く登壇之命を被爲降、止戈之績を、此人に被爲責候様仕度奉存候。是臣が闔族之私幸を奉冀候にあらず、全萬姓之具瞻を一に仕候之望み候計御座候。賤恙于今未起、謹而以封事奉言上候。臣慶勝誠惶誠恐、頓首敬白。

十月



前大納言慶勝上

有力なる聲援 德川慶勝は、三家の筆頭たる尾張藩主ばかりでなく、徳川一門の長者である。彼は隱居の身として、必ずしも將軍職の候補者として、慶喜の競争者ではないとしても、斯人より斯の如き上書の出て來たりたることは、慶喜に取りては尤も有力なる聲援であつた。

【110】 將軍宣下に關する諸建白(二)

前田氏の上書

尙ほ加賀藩主前田慶寧も、亦た左の上書をした。

中納言慶喜儀、徳川家相續被仰付候處、任職は推讓仕候旨、然に方今之形勢柄、須臾も御關職被遊置候ては、人心不穩、宇内混亂之機邊無覺東、乍恐深憂慮罷在候。何分早々に御先格之通任職宣下被仰出、猶其上奉固辭候共、御許容無御

座、強て被仰付候様、達て奉願候。是全皇國之御爲と奉存候に付、不願愚意奉言上候。恐惶謹言。

十月

加賀宰相中將慶寧

何と云ふも外様では筆頭の大藩、其の建白は、朝廷の上には少からざる衝動を與へたであらう。然も惟ふに是等は畢竟幕府側と云はんよりは、慶喜側——慶喜其人からではないとするも——から、手を廻したものと見ても、大なる間違はなからう。

松山侯の上書

且又伊豫松山藩主松平勝成、松平定昭の連名にて、左の上書をした。

此度就御召、父子之内、急速上京可仕處、孰も病氣罷在、延引仕候段、奉恐入候折柄、猥奏言仕候條、重々不敬之罪、奉恐縮候得共、皇國之御爲、蟲蟻之微衷、難默止無據奏言仕候。今度一橋中納言、徳川家相續仕候得共、軍職之儀は、只管謙讓仕候旨、仄傳承仕候。然處、征夷之職掌は、昇平無事之日も、不可關樞之大任、況即今



之時勢、一朝中絶仕候ては、内地鎮撫も行届兼、外夷之膺懲も難被相行、天下人心惑亂仕、患害相生候程難測、痛心之至奉存候。

以上は内外の形勢、一日も征夷大將軍の職任の闕く可からざる所以を云ふ。

慶喜の表  
格尤備

中納言儀、時務、經歷、人望相屬候得ば、再三固辭仕候共、推て宣下被仰出、舊例之通、拜任仕候得ば、一段感奮仕、上は天威奉遵之功も相立、下は萬姓歸向之心も一定仕、治安之大本とも可相成奉存候、臣等偏邑之末旅迄、望外之餘澤可相蒙難有儀、懇願之至奉存候。

以上は徳川慶喜の大將軍たる可き資格、具備充足したるを云ふ。

不奉憚尊嚴、國家重大之事、妄言仕候段、萬死之至奉恐入候、伏冀聖明垂憐、御寛容之程奉拜願候、此段宜敷執奏奉希候、誠恐誠惶、頓首謹言。

十月廿六日

左少將 臣 勝成上

左少將 臣 定昭上

津山藩主  
上書

又た津山藩主松平慶倫も亦た左の如く上書した。

謹而奉言上候、近年世態變遷仕、方今治亂之際、興廢之機、不容易御時節に膺り、征夷之御職任被爲拾置候ては、乍恐最大闕典にて、御國內のみならず、外夷之歸嚮にも關係仕、切至急務之御儀と奉存候、尤深き御廟算被爲在候御儀に可有御座、私共淺劣申上候迄も無御座候得共、何卒數百年來累代之御舊典に被爲疾速徳川中納言將軍宣下被仰出候様相成度、左候得ば、率土上下、人心一定仕、且は御武威御張皇、確乎として御基本相立候様可相成、不肖之私に於ても奉存候、尤右御事件は、諸藩建言も可仕儀と奉存候得共、一應微衷之趣、乍病中吐露仕候、甚僭越多罪之段、不堪悚懼之至候、誠恐誠惶、頓首百拜。

十一月

松平 三河 守判

津山は徳川御家門の一、松山は譜代である。何れも徳川家に取りては、同穴の狐である。されど斯く彼等が殆んど順序を趁うて上書したことは、將軍宣下の促



形勢馴致

進運動としては、頗る有効であつたに相違あるまい。但だ徳川慶喜其人に取りては、咽から手が出る程に、征夷大將軍の職が好ましかつた乎、否乎は、姑らく論外として、自己は飽迄謙退の美德を表しつゝ、外邊から強ひて之を押し付けるが如き情勢を醸し成すことは、決して彼に取りては、不愉快なる事ではなかつたであらう。惟ふに彼れ當人は兎も角も、彼の側近の者は、斯る情勢を馴致するに就ては、少からざる焦慮と、多くの周旋とを要したるや知る可しだ。

筑前世子黒田慶賛上書

過日御直に見込之趣御下問被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>謹而奉<sub>レ</sub>拜承<sub>レ</sub>候。重大之事件不能<sub>レ</sub>愚慮、唯々官武御威光相立候様、御決定被<sub>レ</sub>遊候はゞ、御趣意遵奉可<sub>レ</sub>仕にて可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候。申上候も嗚呼ケ間敷次第に御座候得共、升平之弊風御一洗、海内奉<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>御恩威<sub>レ</sub>候はゞ、外患内憂も御配慮薄可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在歟と奉<sub>レ</sub>存候。將又大將軍御關職に相成候ては、天下之人心一統不<sub>レ</sub>仕、皇國之御爲不可<sub>レ</sub>然奉<sub>レ</sub>存候に付、何卒速に御任職御奉命被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在度義と、只管奉<sub>レ</sub>願義に御

座候。右御沙汰之趣は、歸國の上同苗美濃守え申聞、異存も御座候はゞ、尙又申上候様可<sub>レ</sub>仕候。愚存御尋に付、不<sub>レ</sub>取敢<sub>レ</sub>此段奉<sub>レ</sub>言上候。誠惶敬白。

十一月

松平下野守

〔平山敬忠日記〕

【三】徳川慶喜將軍宣下

宣下内意  
傳達

將軍職宣下に關する邪魔物は、一個半個の石でも礫でも、悉く取り除かれた。而して其の進路は極めて平滑となつた。此の如くして十一月廿七日には、朝廷に於て左の如く關白へ傳達あらせられた。

唯今兩役召<sub>レ</sub>御前將軍職之事、久々關に相成、如何に思召候間。



征夷大將軍正二位權大納言兼右近衛大將御監長者別當等、  
來十二月上旬宣下御内意之事。今日分にて、明日御内意可申渡、此段可申上被  
仰出候。宜預洩達候也。

光

愛(柳原)

關白殿諸大夫中

慶喜御請  
内言上

柳原光愛は、當時議奏の一人だ。尙ほ翌日は左の如く傳達あつた。

徳川中納言來月中旬正二位權大納言右大將兼任征夷大將軍等宣下之事、以  
越中守(京都所司代松平定敬)申渡候處、薄力菲才恐入候得共、此上御請可申上  
旨に候。乃令言上候段、此段申上候(中略)右之段宜預洩達候也。

十一月廿八日

雅

典(飛鳥井)

關白殿諸大夫中

飛鳥井雅典は、當時武家傳奏の一人だ。此れにて徳川慶喜の内諾を得たること

が判知る。固より事實を云へば、内諾どころではなかつた。慶喜側から促進運動  
をしたのであつた。慶喜當人は兎も角も。

補任御沙  
汰

斯くて、十二月朔日に於て其の宣下の日が確定し、十二月五日に、愈よ補任の御  
沙汰が下つた。

十二月五日 庚寅徳川慶喜卿任叙權大納言正二位爲征夷大將軍源氏長者、  
獎學淳和兩院別當兼右近衛大將、右馬寮御監等宣下也。巳半刻(午前十一時)過  
陣被始。巳半一刻(午前十一時)過陣終。官上卿柳原大納言光愛卿、位上卿廣橋大  
納言胤保卿、奉行職事甘露寺頭辦勝長朝臣、宣下上卿大炊御門右大將家信卿、  
辨坊城辨、奉行職事清閑寺頭辦。

勅使傳奏飛鳥井中納言雅典卿、野宮中納言定功卿。

親王使中院中納言通富卿。

准后使堀川新三位康隆卿。

右將軍宣下に付、二條に被下、但依在城中也。(非藏人日記)



慶喜の外  
國好き

當時徳川慶喜は、何れかと云へば、最も西洋流の進歩的意見の持主であるばかりでなく、其の形而下の事物に就ても、洋式の兵を率ゐ、自ら洋装して、洋式の馬に乗り、其の食膳などにも「豚一」と綽號せらるゝ程にて、肉食をした程なれば、流石に彼の大なる同情者である朝彦親王なども、其の御日記中、慶應二年十一月十八日の項に、斯く記してゐる。

一 徳川中納言ヲヒ／＼外國ずき、扱々困物、予も退隱に決心、決心候也。

中山忠能  
の憤慨

而して中山忠能の如きは、慶喜の將軍宣下に就て、左の如く記してゐる。

十二月五日丙(庚)寅 征夷大將軍正三(三)位、氏長者、兩院別當、徳川中納言宣下、元一橋中納言慶喜卿也。水戸贈大納言男也。正議英明之聞有之處、三四个年の進止、國家□□也。既昨年十月夷國貿易勅許強請之一件、此卿爲連署第一。天下有志之輩、頗不服之處、斷然宣下之條、天下大患、擾亂不遠歟。受幽閉之身、不克忠諫、只見世之顛覆而已。

慶喜聰明

如何にも憤慨の情を漏らしてゐる。併し過を觀て仁を知る。徳川慶喜が此の如

く評判の面白くなかつたのは、如何に彼が聰明にして、日新の時勢と推移しつゝあつたかゞ想像せらるゝ。若し當時の大名、貴紳中に於て、機を見るの敏なる一人を求めば、恐らくは新將軍の如き、正に其人ならむ。



### 第五章 孝明天皇崩御

#### 【三】 主上御發病 (一)

主上御發熱

徳川慶喜征夷大將軍の宣下も、滯りなく相濟み、慶喜は十二月十三日參内して、御禮を申上ぐ可く豫期したるに、意外にも至尊には、其の前日より御發熱あらせられた。それは十一日内侍所に、臨時御神樂の御所作あつたが、病を力めて主上には臨御あらせられた。

病を力めて御神樂臨御

十一月十一日丙申主上内侍所臨時御神樂御當日出御前、主上御湯殿へ被爲成候得共、御風氣之様に被思召、清御行水不被爲在、御かゝりと相成、御琴之御作法さかきにて入御(下略)。(大隅正徹日記)

此れにて十一日頃には、既に御病氣であつたことが判知る。尙ほ左記「二條家日記」は、能く其の事情を語りてゐる。



十二月十七日、禁中非藏人口へ、御使(原註 藤木民部少輔)、議奏衆へ面會致度旨申入候處、同加勢池尻宮内卿殿面會、御口上申述(中略)六條中納言殿、面會御口上之趣、相役一統委細承候。

御熱氣御強

且主上過日來御風氣に付、去十一日内侍所御神樂之節、御所作之儀、醫師共御止め申上候得共、押て出御、其後御同様之處、一昨十五日御熱氣御強く被爲在候に付、御下劑調獻、程能御應じ、同夜丑刻(午前二時)頃御開通被爲在、昨日より御吹出物少々相伺候、右は全御強熱にて、御出物を押へ候趣、醫師申居候、仍て今日は顯點御三今日目に候、尤御兩便共折々被爲在、御熱氣御差引も有之候得共、御一體之處は、先御順當に被爲在候旨被申上候事。

此れにて一通り御經過が判知る、乃ち十二月十六日に到りて、愈よ痘患に罹り玉ひしこと分明し、十七日より七社七寺及び諸社諸寺に、それぞれ御平癒の祈禱を仰せ出された。

尙ほ中山忠能の日記には、左の通り掲げてある。

御匙拜診

十二月十五日 或云、主上御風氣之處、御神樂(十一日)押出御(原註 御拜御所作 神了入御)等被爲在、尙御不快に付、十二日御匙高階拜診、御發汗願候、十三日御假床、御發散御手當之處、一向御熱浮兼、御汗も不被爲出、夜分御寢成兼、御膳も不被召上、只々御譚被仰、御苦惱之由、昨十四日山本伺、御輕症と不被伺、乍内々御痘、或陰症疫、御熱之様伺旨申上、近年御風邪坏、一向御用心も不被爲遊、御壯健に被任趣、存外之儀、恐驚、早速御發散御事所希望也。

高階とあるは、高階典藥小允、山本とあるは、山本典藥大允である、何れも禁裡附の醫師である、此れにて當時至尊は如何に御壯健に在したる乎、又たその御壯健の爲に、少々の感冒位には一切御頓著在らせられなかつたことが判知る、又た曰く、

御痘

十七日 主上御容體彌御痘之由也、春秋三十六歳、誠以按外深奉苦心者也、一昨日御手へ一對出、昨日より玉顔坏御色付、今朝餘程御腫有之、今朝之處、御色も御宜由、兎角夜御寢成兼、昨夜も七半頃(午前五時)迄、御寢無之、御膳一向不召



上、兎角御呃逆強。但昨日は兩三日前よりは、御湯之御下、御一口計御増食、御大便晝夜四度計。是は御毒下御藥服御故之由、御順當、御快氣奉祈願者也。

帝王御痘、近例、安永二年、文政二年二月

此れにて御病狀が分明だ。

濱へ遣狀、御容體内々申遣、父卿へも内々可被申入申遣。

濱とは正親町公董を云ふ。公董は中山忠能の二男にして、正親町實徳の養子だ。父卿とあるは實徳のことだ。

未だ一切不知由也。御外戚正敷爲叔父。御大恙無御沙汰之條、實長歎之世也。

正親町家では、未だ御病狀に付、一切知らざるを云ふ。外戚と云ふは、主上の御生母新侍賢門院藤原雅子は、正親町實光の女にして、實徳は其の關係よりして、至尊の叔父に當るを云ふ。

申頃(午後四時)慶子來狀。

御痘御治定、表向唯今被仰出候。御出物は、大分澤山、御毒深く少々御たち不宜。

御たち宜しからず

御大便御通じ今少御少く、醫師皆申候。何分廿日頃大に御大事様と申上候。御匙高階、痘は餘り手かけ不申由、西尾、久野へも、御藥など相談にて上候由。慶子とあるは、明治天皇の御生母中山忠能の女、二位局である。西尾とあるは、西尾土佐守、久野とあるは、久野出羽介、何れも禁裡付の醫師である。

### 【三】 主上御發病 (二)

御病狀順當

中山忠能日記は、更らに左の如く御病狀を語りてゐる。

十八日(慶應二年十二月)慶子(中山慶子、明治天皇御生母)へ以狀伺、申刻(午後四時)返事來。

昨夕後御順當御日立遊ばし、昨夜は少し御寢遊ばし候。昨夕より御のど御痛み、御膳已下召上り物、一向御むつかしく、今日は御藥杯も冷く、物御好、御出



物は御十分御宜由。(下略)

此れにて見れば御病狀は、先づ順當に經過しつゝある模様だ。

廿一日 慶來狀、御痘彌昨今御順當御肥立、恐悅之旨、親王御方彌御風氣御宜由申來。

とあれば、廿一日頃までは、寧ろ側近の者も樂觀したものであらう。親王御風氣とあるは、祐宮殿下が、當時感冒に罹り玉うたものであらう。尙ほ中山忠能日記に、

御發痘の  
原因

藤谷□丸疱瘡七十五日相立、兒歸參之處、面體痘跡多、上甚御氣味悪く思召の中、御發痘の由也。何故暫退出不被仰付哉。御堪忍子細不分、終及大事。遺懷々々、とある。此れは側近に奉仕する兒が、或は痘痘を傳染せしめ參らせたるにはあらずやとの懸念から、斯く「遺懷々々」と特筆してゐるのであらう。

慶喜參内

尙ほ御病中に拘らず、否な寧ろ御病中天機奉伺の爲め、徳川新將軍慶喜は、廿一日に、守護職松平容保、所司代松平定敬、閣老板倉勝靜、高家中條信禮等を隨へ參

内した。

十二月廿一日丙午 御痘瘡に付爲御機嫌御窺、松平肥後守、松平越中守、板倉

伊賀守、中條左衛門督等隨從。(非藏人日記)

とあり。又た「御痘瘡之記」には、

十二月廿一日 大樹參内(下略)被伺天氣、親王、准后へも同斷、小時取繕、御返答

申述、先以當役出會、如例賜御茶菓。

御見舞獻  
上

とある。而して新將軍は廿二日にも中條信禮を使者として、鮮鯛一折、猩々緋一臺、人參一箱を、廿三日には又た鮮鯛一折、御人形三箱を献上してゐる。

尙ほ朝彦親王御日記によれば、

十五日

供御召さ  
れず

一 主上此度は餘程之御様子、一寸伺候處にては、御疫病也。十三日より供御不被召候由、夜はみこふし不成由、妙染院より伺、驚入る次第也。とある。



十七日

一 以渡邊相模守内々御機嫌相伺候處、委細大すけ、帥すけ等より言上有之、御満足之旨御返答候。尤御服等右京大夫迄差出候也。  
とあり。又た、

御通路御斷申入候處、是又御承知旨返答也。

とある。當時尹宮には嫌疑の爲めに、引籠中なれば、故らに斯くは願ひ出でられたのであらう。

十八日

尹宮御進  
獻

一 禁中へ生鯛一折、御疱瘡に付、爲御機嫌伺、進獻。尤奏者所也。

十九日

一 内々爲御機嫌伺、人形一箱、鮮鯛一折進獻、且黒鶴二羽如例藤堂より傳獻頼に付進獻。予へも一羽到來、則渡邊相模守を以、右京大夫に差出。御容態伺候處、先御宜、旁々御返答候由承畢。

廿二日

伺公申入

一 禁中御容體、二十日廿一日等、先御宜、少々ながら御飯氣も召あがらせられ候由承、先々幸々々々、仍非藏人口へ、以渡邊相模守野宮迄令相談。

一 爲伺御容態伺公候事、併人口之處、恐候由申入る。

一 野宮より返答伺公之義は、宜時分可申入、先御容體之處、御宜故、不及參内哉返答。御機嫌伺は、隔日可然旨也。(下略)

とあれば、尹宮には、御當人伺公の儀は、尙ほ當分遠慮ありて然る可しとの旨を、武家傳奏野宮定功より、返答したものだ。當時尹宮が、如何に注意人物であらせられたかは、此れにて分明だ。同時に主上の御容態も、廿一、二日頃迄は、尙ほ比較的樂觀的であつたものと拜察せらるゝ。



【二四】 主上の崩御 (一)

祈願無效 當初は何人も、左程の事とは思はなかつた。單に御風氣だと思つたやがてそれが御痘瘡と云ふことになつた。それでも尋常一様の經過にて、御平癒あらせらる可きものと、何れも祈り且つ信じ、信じ且つ祈りてゐた。然るにその御經過が、總ての者共の祈願も信仰も裏切つた。中山忠能の日記に曰く、

親王御出

十二月廿五日 慶子へ以狀伺御容體之處、未刻(午後二時)返事來。

昨夜(廿四日)より御大便度々御通じ、御容體不御宜御えつき強、召上り物御不食、何共恐入候御様子、既に親王(祐宮)御方にも、今日午刻(正午)前、御様子不御宜との御事にて、乍御違例中、俄に御前へ御參りと申様の御事。唯今還御、誠に誠に御按じ、御悲嘆に被爲在、御側皆々落涙計に候。

當時皇太子祐宮殿下には、御風氣にあつたに拘はらず、廿五日午前には、主上御大切、御大事とありて、御前へ御出遊ばしたる次第が判知る。中山慶子には、主上の殊寵を忝くし、且つは祐宮の御生母なれば、當時の心事は殊更ら察するに餘りある。

夕方(廿五日)又内々以狀伺、先御同様、併御總體不御宜由申來。唯々仰天苦心千萬。

火飛來

昨夜(廿四日)勘解由小路家來、北野邊行向處、戌刻(午後八時)頃、自西方小茶碗計火飛來。凡禁中上邊にて不見由也。奇怪奇怪。

とある。此れにて萬事休矣たることが判知る。尙ほ野宮定功の日記には、左の如くある。

御大事

十二月廿五日庚戌雨下。主上御容體、自昨日御收醫、總體御順症之處、昨日以來有御疲勞、今日殆御衰弱、御發病以來、時々有御嘔氣、昨今御乾嘔相増、御痰氣相募、御食餌不進、醫師種々奉施術之處、御脉微細、四肢御微冷、護淨院湛海僧正參候、修御加持、雖凝丹精、無其應、終亥半許(午後十一時)及御大事。于時廣橋予等候御前、驚愕哀慟、絶腸。



とある。此れにて見れば慶應二年十二月廿五日の夜十一時比に、主上には御登遐遊ばされたことと拜察せらるゝ。廣橋とあるは廣橋胤保にて、當時議奏の一人だ。

予(野宮定功)爲愚昧質。而文久三年被加議奏以來、無比類以御愛親内外秘密之御用、無覆藏蒙御沙汰、刺厚被垂御憐愍、深畏悅、逐年可報巨多之鴻恩之處、遭斯凶變、如夢、如現、不絶哭泣。

とある。當時野宮は武家傳奏の一人である。

尙ほ山科言成の日記によれば、

十二月廿一日 主上御痘瘡、御靜謐、自昨夜至今朝御安睡、自今日御貫膿に被爲在候事承了。

と記し、更らに註して曰く、

存外御重痘

是は既假令事也。眞實密々伺ば、存外御重痘(原註御七分計云々)御腫物多々云云。一昨日(十九日)抔頗御惱、既御内訖にも可相成哉。役人役人頗心配云々。恐懼

千萬、併安堵次第云々。

とあれば、故らに外向には、御輕症らしく申觸したるも、眞實は當初から餘程の御重症であつたことが拜察せらるゝ。又同日記廿五日の項に曰く、

登遐風聞

廿五日 主上御様子密々奉傳之處、兎角未安心御容體、恐懼、偏御順快奉祈者也。不甘飲食、心配唯此事也。風聞眞實今晚丑刻御大切云々。恐懼千萬、血淚迫喉、心底如闇夜。然而御次第事可有之間秘密云々。

とある。當時山科言成は參議にて——慶應二年八月廿八日議奏加勢に補し、同年九月四日に免ぜられた——全くの散官なれば、朝廷の内狀を傳聞するに過ぎず。されば其の丑刻(廿六日午前二時)御大切などは、全くの誤聞に過ぎざるも、兎も角も御登遐の一事だけは、既に公家一般に傳はりたるものと察せらるゝ。



【三五】 主上の崩御 (二)

崩御時  
刻

主上には愈よ慶應二年十二月廿五日の夜、崩御あらせられた。其の時刻に就ては野宮定功の日記には、前記〔參照二四〕の如く亥半刻(午後十一時)許とあり、又左記中山慶子の手紙には、戌刻過(午後八時過)とある。今ま中山忠能の日記を掲げんに、

廿六日早天慶(中山慶子)來狀、極内々ながら昨夜戌刻過頃(午後八時頃)御事切、何共恐入候。尤甚々親王様御愁傷様御悲歎。何れも只落涙之外無く候。扱々寔以御痛々敷御事、見上候も恐入候玉體様にあらせられ候由、實々御不運様成御所様、國事等に付ても、世上にては種々と申上候由、御二十歳頃より、天下擾掛、一日一夜御安心様の御間もあらせられず、實に實に御苦慮のみにあらせられ、終には御難痘に御惱被遊、御病中も、甚御苦惱の御様子伺ひ、實に、爲何御災難にあらせられ候御事やと、悲泣の外なく、前後を忘れ候。

中山慶子  
哀悼

此れは中山慶子が、其心の底からの衷情を傾けて、其の乃父に告げたるもの。當時彼女は御生母として、祐宮親王殿下の御附であつたから、親王の此際に於ける御模様などは、一入能く描き出してゐる。而して主上に對し奉りての彼女の哀悼は、眞に一字一涙だ。恐らくは主上の御登遐に對し奉りて、此れほどの實意、眞情の籠りたる文字は、何處にも見出すことは困難であらう。

此御事はまだ大祕事のよしゆへ、必々御他言御無用、願上候。親王様御悲歎は申迄も無く候へども、先々格別の御當り様もあらせられず候。實に、是よりは一入親王様御心得御大事、何卒天下萬人悦服致し、四海泰平、御徳を奉、仰候賢明の英君に成せられ候様、信心の外無之候。

如何にも恐れながら皇太子殿下に對し奉り、萬民の祈願する所を、尤も能く言明してゐる。眞に此れが母性愛の極致とも申す可きものであらう。

右傳承、只々悲歎悲泣之外無之、實國家大患、此上如何可成行哉。大息涙累落。且又親王御方奉恐案、難盡紙上者也。

中山忠能  
憂慮



此れは外戚である中山忠能としては、正さに然る可きことだ。要するに宮中には、廿五日夜崩御あらせられたに拘はらず、極めて嚴重に喪を祕して、後事の經紀に取り掛りたるものと察せらる。朝彦親王御日記に曰く、

敏宮參内

十二月廿六日 禁中昨夜以外之御容態之由、誠に恐入候而、歎息此事に候。敏宮も今曉參内之由、關白從昨夜參内之旨也。予へは今に何れよりも不申來。不審不審。

敏宮とあるは、仁孝天皇の皇女、孝明天皇の皇妹、淑子内親王だ。此れにて當時宮中より遠かりつゝあつた尹宮にも、主上御大切の事は、やがて聞えたことが判知る。尙ほ山科言成日記にも、

廿六日 主上御不豫、不容易御容體、當勤近習、今日中可伺御機嫌之旨、内藏頭自番頭被示之由、直奔參云々。退出申云、甚恐懼之次第、昨夜〔原註最早今曉〕眞實御臨終云々、恐懼競慄了、如夢中。

とある。されば表面は御不豫として、内實は御臨終であつたことが、業に既に山

親王踐祚の宣

科言成杯にも聞知せられたのだ。斯くて二十七日には、親王踐祚の内定を、諸臣に宣し玉うた。野宮定功日記に曰く、

十二月廿七日壬子霽 親王踐祚之事、今日治定、關白可爲攝政之旨、親王令旨、御内意有之。

と。而して議奏記録に曰く、

十二月廿七日 主上御不豫に付、親王可有受禪之處、御大切、乍御殘念踐祚御治定被仰出、於御學問所、殿下被仰傳、攝家列坐、此後御兩役參進奉仰、且兩役是迄之通、勤仕之事奉了。〔下略〕

此の如くして二十七日に踐祚の事を宣し、廿七日に至りて、愈よ崩御を發表した。



### 【二六】主上崩御の公表

御喪發表

十二月廿五日の夜崩御あらせられ、爾來喪を祕し、二十九日に至りて、始めてそれが同日崩御として發表せられた。非藏人日記に曰く、

十二月廿八日癸丑 主上御違例之處、御大切之旨、奉行伏原殿被申渡。

廿九日甲寅 奉行通善卿以書付被申渡、如左。

主上今廿九日辰刻(午前八時)崩御候、親王、准后等、今日中伺御機嫌之事、自今

日御殿内御精進之事。

後刻同卿被申渡、如左。

御諡號可被爲在候得共、夫迄之處、奉稱大行天皇候事。

踐祚傳奏 醍醐大納言忠順卿。

同奉行職事 甘露寺頭左中辨勝長朝臣

亮陰傳奏 大炊御門右大將家信卿

同奉行職事 清閑寺頭右大辨豊房朝臣

御凶事傳奏 日野大納言資宗卿

同奉行職事 坊城右中辨俊政

右之通被仰出。

此の如く愈よ公表になつた。

皇太子御愁傷

當時皇太子殿下が、如何に此の御大故に對して、愁傷遊ばされたるかは、左記中山慶子の所記にて、想像し奉るに餘りある。

十二月廿七日付、中山慶子の其父中山忠能への内書に曰く、

(上略)親王様、誠に御驚様御愁傷、御しほくと遊ばし、一同彌増悲歎致し參せ候。御風は追々御宜伺候。

此れは當時皇太子殿下には、感冒にあらせられたから、斯く云ふ。

御寝ならず

夜分御寝成かね、御膳も御常通り召上りかね、今日より御みなか御引張、御さすり藤木へ伺され候。尤日々御ヒ久野も伺候。御上の御事、日々歸らぬ御上の



み存出、悲歎に袖をしぼり居候、不容易御國體、親王様御事も種々御案じ申上候。何卒賢明の聖主に成せられ、天下安全御治被遊候様とのみ祈願致し參せ候。

藤木、久野何れも禁裡付の醫師である。之を一讀すれば、主上御登遐の際に於ける宮中の御模様が、今尙歷々として眼中に髣髴たる如き感がある。

尙ほ橋本實麗日記によれば曰く、

愁涙絞袖

十二月廿九日甲寅 今日節分也。今日辰刻(午前八時)主上崩御之由、實陳へ被

觸、更驚歎絶言語、悲歎愁涙絞袖、抑頃年玉體被爲渡平安、衆庶爲安堵之處、豈圖哉。去十七日頃御痘瘡之由、追々被爲重、不幾許晏駕給、四海諒闇、誠哀哉。

如何にも其通りだ。主上平生御壯健に在らせられ、春秋にも富ませ玉ひ、何人も斯る御大故を豫期したるものなく、前知したるものもなく、實に青天の霹靂、意外の意外であつた。同日記に曰く、

御一代御  
あらまし

天皇春秋三十六、御諱統仁、仁孝天皇第四皇子、養母新朔平門院(禰子、實母新待

賢門院(雅子、實光公女)天保二年辛卯六月十四日降誕、同六月乙未九月十八日親王(五歳)宣下、同十一年庚子三月十四日立太子、同十五年甲辰三月廿七日元服、弘化三年丙午二月十三日踐祚(十歳)、同四年丁未九月廿三日即位、嘉永元年戊十一月廿一日大嘗會(近江、丹波)在位十九年。

御奉葬

此處に在位十九年とあるは、即位以後によりて計算したるものにして、御踐祚以來足掛け二十一年、滿二十年三個月となる。而して慶應三年正月廿七日泉涌寺後山に奉葬し、從來山頭の茶毗式を廢し、山陵の制に復し、陵號を後月輪東山陵と申し、御諡號を孝明天皇と奉稱することとなつた。而して明治元年八月に至り、十二月二十九日の崩日を、二十五日に改め、改曆後は、一月三十日を以て御祭日と定められた。此の如くして十二月廿五日の御登遐は、公式の日にも愈よ確定せられた。



## 第六章 孝明天皇崩御の影響

### 【二七】 主上の崩御と岩倉具視 (一)

岩倉最も失望 主上崩御に就て、若し個人として尤も落膽、失望したる者ありとせば、勅勘を蒙りつゝ、洛北岩倉村に幽塾しつゝあつた入道友山、即ち岩倉具視であつたらう。彼は漸く再び天日を見んと欲して、列參の黒幕として、更らに在廷の公武一派に睨まれ、その爲めに監視附の身となつたに拘らず、主上と彼との間には恐れながら一脈の情意相通するものあり、早晚彼の意見が九重を動す可しと信じ切つてゐたところ、料らざりき、主上俄かの御登遐となりて、今は全く頼みの綱は切れ果てたのだ。

遺世を欲す 惟ふに彼の一掬の涙は、半ば天下の爲め、半ば彼自身の爲めに、洒がれたのであらう。されば流石に剛悍、不屈、隱忍、強項の彼も、今は全く味氣なく、一時は世を見



棄んとした。乃ち慶應二年十二月廿六日付にて、彼が坂木靜衛に與へたる書に曰く、

廿五入夜、今朝に至り、主上御容體以の外に被爲在、仰天恐愕、實に言所を知らず。天皇國を□んとするや、臣進退爰に極り、血泣鳴號無量の極に至れり。於臣一身に、吾事終れり。一世の果、爰に止り、片言と雖も、最早述るに所なし。眞に樵夫に決し申候。長々段々盡力補佐、以御蔭聊方向を辨じ、少しく胸算を立、追々投身盡力と存候處、悉皆盡餅となり、千世萬代の遺憾と言ふべし。只々嗚呼嗚呼。頓首。

廿六申刻(午後四時)

煩悶知るべし

之を以て察するに、廿五日夜の御大故は、廿六日には、蚤くも洛北岩倉村に傳へられたることが判知る。宮廷に縁故ある岩倉のことであれば、左もある可きことであらう。然も岩倉は極めて意思堅確、理智分明、決して血氣に逸り、感情に狂する熱腸漢ではなかつた。然るに彼にして此言を爲す。其の心中の懊惱、煩悶以

中御門忠告

て知る可しだ。而して尙ほ當時岩倉の心境を察す可きは、十二月廿七日附にて、中御門經之が、岩倉に與へたる書簡である。

昨日御細敷、何も承候、實に言語に絶し、何共恐入候儀、只々悲歎之外無之候。

此れは主上御登遐のことを云ふ。

一 右に付已後世事一切御構無之との事承候。扱々御心得違之義と存候。過日建言之節、自然不被用節は、可退申上候處、夫は漢土之義、於皇國は有間敷義、是非に不拘、終身可盡義と御教誡候。然るに今度恐入候義に付、右様御決心は、不得其意候。

此れは曾て岩倉から中御門へ忠告したる言葉をもて、岩倉に今度は忠告したものだ。

新主に忠義を勸告

抑皇統一系、神孫之義、譬幾主相變り候共、皇國之御爲、忠を盡候義、勿論之儀、殊今度新主以正義補佐、一大事之場合と存候。

此れは日本では萬世一系の皇室を奉戴するから、主上には御變りあるも、皇室



其物には御變りがない。即ち御前代に奉仕するの忠節を、御當代に效すは當然の義である旨をもて、岩倉に其の遁世の念を抛却し、更らに現在まします新天皇に向つて、補佐し奉らんことを忠告したのだ。

新主補佐  
前例

爰に而御一新御政事相立候はゞ、皇國之幸甚不過之と存候。漢土にても、諸葛亮事後主盡忠事に候。又於吾朝後醍醐天皇崩御之節、諸臣各隱遁之思有之、熊野別當則皇統一系之議申出、新主御補佐勿論之議申論、諸卿解悟、夫より新主補佐に相成候義、此度も同様、新主御補佐肝要と存候間、彌忠魂御貫徹之様、御周旋勿論之議と存候。何卒大義御忘却無之、皇國之御爲御盡力、偏所祈候。此段赤心申入候。

此れは吉野朝廷に於て、後醍醐天皇崩御の際に於ける故事を援き來りて、岩倉の遁世觀を打破せんと試みたるもの。其言如何にも剴切、痛實、恐らくは岩倉も之を一讀して、膝を拊つて、猛然解悟する所があつたであらう。但だ如何に主上の崩御が、岩倉に大なる衝動を與へたるかを明白にする爲めに、故らに之を引

用し來つたのだ。

### 天皇崩御に付岩倉具視の悲嘆

十二月十七日聖上御痘瘡の事を諸臣に普告するや、具視之を聞き大に驚き、孫具定に命じて、手書を大典侍局に贈りて御容體を候せしむ。大典侍局答報して曰く、御容體は先づ御順當なるも、何分御年長に在らせらるゝを以て、御七高階典藥少允、御醫山本典藥大允、西尾土佐守、久野長門介等拜診し、皆々深く心配すと。具視之を聞き大に憂ひ、日夜聖體安全を天地神明に默禱す。二十六日具慶手書を具視に寄せて曰く、昨夜戌刻過頃終に御事切あらせられ、何共恐入りたる御事にて、御國難の爲め、一片時も御安心の御事も在らせられず、其上御難痘に罹らせられ、實に御不運の極にて、聖慮の程を拜察し奉れば、落涙悲嘆の外之れ無し。又其許殿を始め、侍従大夫に至るまで格別の寵恩を蒙り乍ら、御臨終の際に於て御奉公も成り兼ね、洵に殘念に堪えずと。具視此凶報に接して大に慟す。左右に給使する者亦袖を濡す。具視獨り謂ふ。予出身以來過分の恩眷を被むり、聊報効を圖るに、和宮御降嫁の事に關係せしを以て朝野の憤怒を招き、百毀身に集り、終に奸名を受けて屏居すること此に五年なり。この間一日も皇恩を忘れず、焦心苦慮再び天顏を拜せんことを是れ計こ。而るに今



や已に登選し給ふて復た宿志を伸ぶるの期なし。宜く世事を抛擲し、身を釋門に寄せて以て、先帝の冥福を祈るべしと。乃ち手書の中御門經之に贈りて告ぐるに情を以てす。(岩倉公實記)

### 【二八】 主上の崩御と岩倉具視 (二)

善後策商量

岩倉具視は、必らずしも中御門經之の忠告(參照 二七)までもなく、主上崩御の報に一大衝動を來たし、一時世捨人とならんと決心したが、やがて其の衝動の鎮靜すると同時に、善後策に就て、種々の商量を做し、其の意見を開陳したことは、左記慶應三年正月十二日付、井上石見より岩倉に當てたる書翰によりて分明的だ。

如尊命無存掛御大變、皇國一體の衰運、實に爰に至り、何とも恐入候次第、天を仰ぎ悲嘆仕候外無御座候。殿様方には殊更御親敷被爲在候事、一段の御苦心奉<sub>レ</sub>恐察候。

此れは主上崩御に付て云ふ、定めて岩倉より其事に付、云々のことを申し遣はしたものであらう。

岩倉建言書起草

乍去尙此上先帝の御神慮不被爲安候て不叶譯にて、此御建言の一冊拜見被仰付、別而難有篤と奉<sub>レ</sub>拜見候。

されば正月に入り、早くも岩倉は崩御後の措置に付、既に建言書を草したるこゝとが判知る。世捨人が、斯る經綸策を宣傳す可き理由は無いから、如何に岩倉其人の心機一轉したか、此れにて分明だ。

兼而御説は奉<sub>レ</sub>伺候得共、御認之上にては、殊更御赤心相顯れ、肺肝に徹し奉<sub>レ</sub>感伏候。何卒御建言の御趣意貫徹仕、朝廷の御居りに相成、御動搖不被爲在有之處、念願奉<sub>レ</sub>存候。(以下略)



而して彼が此の建言は、果して何事であつた乎。何れにしても彼が濟時排難の經綸を吐露したるものに相違なかるべし。尙ほ日付は分明ではないが、正月中旬頃と推定せらる可き、大久保一藏より、岩倉への書翰は、亦た此間の消息を漏らすものがある。

大久保岩倉宛狀

御書頂戴被仰付、難有奉拜見候。益御機嫌克被爲渡、恐悅奉存上候。舊臘は誠に奉絶言語候御大變、何と可奉申上様も無之、只々茫然十方に暮候次第御座候。此れは主上崩御に就て云ふ。

岩倉宛罪赦免企圖

就て冤罪御赦免之一條云々被爲仰聞、御趣逐一奉承知、御尤之御儀と奉存候。此れは岩倉から薩藩の力を假りて、從來幽閉、蟄居、廢錮等の處分を受けたる人の赦免を圖つたものと察せらる。

今般之事故、實に不容易、皇國之御大事に而、右事件等に就ては、於弊藩も、固より深憂大患する所にて、必奉傍觀譯に無御座、分上之限りは、盡力仕候間、決而御懸念不被爲遊候様に奉願上候。

薩藩にても、出來得る限りに於て、盡力す可しと云ふ。

寧ろ沈黙を勤む

即今之處にては、廿二卿之御列より、強而御宥免之御盡力被爲在候ては却て御宜舗無御座と、愚考仕候に付、先々御沈黙之方可然。

二十二卿とは、即ち慶應二年八月晦日、列參諫奏の諸卿のことだ。その黒幕は勿論岩倉であつた。

忍耐勸告

段々と風説等も相生、御私論相立候様にも、申觸候ては、忠義之御至情も空舗甚遺憾之至と奉存候。風評も不顧と申すは、時處位可有之御座候。兎も角も先忍之一字、暫時御確守被成下度、決而不遠機會も相生可申奉存候。前條過當之言上、不免多罪候得共、旁愚考之次第も有之、兼御懸命奉拜承、偏に御爲筋と奉存。此段不顧、恐、赤心吐露仕候。書中不能委事、御賢察所奉仰御座候。恐惶頓首。此れは同志公卿の徒より、岩倉具視の雪冤の運動は、時節不可なりとの意見を岩倉に告げ、其の隱忍待機を忠告したるもの。元來岩倉其人が、渾身皆忍の人であるに、更らに岩倉に向つて、忍字の公案を授くる大久保が、如何に能忍の人で



岩倉大久保の初め

あつたかは、此れを見ても察せらるゝ。抑も岩倉と大久保とは、文久二年の四月、鳥津久光が、第一回の上京の際に、恐らくは相知つたのであらう。然も其の親交は慶應二年の秋冬の頃と察せらる。岩倉が慶應二年十月十七日付、井上石見へ當てたる書翰中に、扱千朝臣、臣等懇祈の事件、不顧前後、種々謾に意底申述候處、御内答、山階宮、内府公、並に大久士、舍兄等、談話の件云々來示深忝存候。山宮思召の所、粗推計拜承罷在候得共、内公、大久保等是迄御氷解の御事とは、案外にて夢々不計知所、感喜踊躍難盡紙上候とある。内府とは近衛忠房、舍兄とあるは井上の兄藤井良節、大久とあるは大久保の略字。彼が大久保と知心の友となりたる頃よりのことであらう。

### 【二九】 賀陽宮の進退

正義派善後策

岩倉具視を、其の總指揮者として、所謂正義派の公卿と、二條關白以下現狀維持派とは、朝廷の上にて、對立の姿をなし、慶應二年の秋冬の交、正義派の彈劾にて、二條關白の引籠となつたが、やがて正義派の面々は、それ〴〵處罰せられ、却て二條關白の位地を鞏固ならしむる結果となりつゝある際に、端なくも主上の崩御となつた次第は、屢ば記した通りである。其の善後の策として正義派に於ては、所謂諸ろの幽塾者、就中岩倉具視の赦免運動と、及び當時未だ引籠中であつた尹宮の出仕防止運動であつた。岩倉の一件は既記の通りだ（參照二八）。而して尹宮に關しては、岩倉の同志と云はんよりは、寧ろ岩倉の意を享けて、周旋方をなしつゝあつた中御門經之が、正月十三日（慶應三年）付にて、左の如く岩倉に答書を與へてゐる。

中御門岩倉宛狀

一昨日御書何も拜誦候。



一 御葬送後の事、多分無相違哉由、扱々恐悦之事に候。乍去、正邪混同にては、出仕頓と不好候。曲直正邪可正折柄、混同にては、最早出仕之心得は無之候。又又正義相立候節、出仕可致と存候。

此れは孝明天皇御葬送後、大赦仰せ出さるゝことに就てのことだ。大赦にて正議派ばかりでなく、反対方面にも均霑せられては、正邪混同となるから、此方では御免を蒙りたいとは、中御門經之の申分だ。彼は申迄もなく大原重徳と與に、列參諫奏二十二人組の先達だ。

尹宮の出仕を欲せず

一 尹印兩役勘考之事、何かの拵かと被思召候議、御尤に存候。乍去先達建言後も、尹引籠は幸之事、何卒出仕無之様致度と被申居候事は承居候間、今度正は出仕、彼尹も出仕候而は、又々大變と被見込彌彌出仕無之様、勘考かと存候。此れは在廷者の中にも、尹宮の出仕を好まぬ者あり、議奏傳奏の兩役杯も、今度大赦の大勢に乗じ、尹宮の出仕となりては大變であると、其の豫防勘考中であらうとのこと。此れにて見れば、尹宮の出仕は、單に所謂正議派ばかりではな

會津の尹宮出仕運動

く、他にも好まないことが分明だ。之を見ても如何に尹宮が朝廷に於て、隱然其重きを做しつゝあつたかゞ判知る。

一 過日さる方にて會藩之者嘶に、今度新帝御幼少に付、尹印後見ならでは、天下難治と申居候者有之候由に承候間、今度正邪混同出仕周旋は、徳會の趣意と存候。彌おもしろからぬ事に候。

徳會とは徳川慶喜、松平容保を斥すものだ。彼等を以て尹宮出仕の發頭人と見做してゐるのだ。此れは決して邪推ではなく、事實である。

會藩土原を説く

十四日會津藩諫訪常吉は、幕府御目付原市之進に説て曰く、癸丑（嘉永六年）以來賀陽宮の國事に御力を盡させられ、天幕の御爲を御配慮ありし事頗る多し。先に大原前左衛門督其他諸堂上の建言に起因し、辭表を上られしも、御沙汰有て御允しあらざりしなり。然るに今又野宮中納言殿の御勸めにより、再び御辭表を上られしは、黨派の然らしむる所にして、朝權地に墜つるに庶幾し。



返す返すも、宮の國事掛の職を帯びて、御參内あらずば、更に不思議の事情を生ぜんも測る可らずと思はる。願くは熟慮あれ。市之進が曰く、余今大將軍の使命を奉じて、攝政殿下に詣らんとする折なれば、其言を大將軍に啓すべしとて、別れけるが、市之進は審さに常吉が言を演べければ、大將軍も實にもとて、頓て手書を、攝政殿に贈られたり。其書に曰く、

慶喜尹宮  
出仕希望

昨日は緩々御對顔奉拜謝候。然ば其節御談御座候賀陽御進退の儀、猶又再應熟考仕候へば、何分不慮の次第より、永々御引込に相成り、今更御所勞とは乍申、御大喪に臨み、御棺拜も難相成様にては、何共恐入候のみならず、御事體に於ても如何。且是迄皇國の御爲め、一と方ならず厚御盡力も御座候義故、是非御出仕被爲在候様無之候ては、天下耳目も如何可有之哉。就ては御國事掛御迷惑にて、御願書等御座候共、早々御差留、御出仕相成候様、宜敷御評議の程奉願候。任心付申上候。早々頓首。

慶

喜

野宮と尹  
宮

大將軍は、特に其書案を、肥後守容保に御示しあり。〔七年史〕此れにて事情は分明だ。野宮定功は、當時武家傳奏の一人だ。彼が自からの發意か、他よりの使噓か、尹宮に辭職勸告したことは、此れにて分明だ。但だそれが好意であつたか、然らざるかは、姑らく措くも、その爲め引籠中の尹宮は、故らに再び國事掛の辭表を捧呈せられたのだ。然も所謂る徳會の力もて、宮を支持したるは、是亦た分明だ。

### 【三〇】 御陵制の復古

戸田上申

主上の崩御に就て、始めて山陵奉行戸田大和守（忠至）の意見によりて、御陵制を改むることゝなつた。其の上申書に曰く、

茶毗常例

今般御陵御製造之儀、取調進達仕候様、廣橋大納言殿より被仰出奉畏候。中古



佛法渡來以後、御製造之形様も變革仕、遂に上古淳朴之風、刻薄殘忍に相化し、奉始持統天皇、御茶毗之事、世々御常例と相成、乍恐萬乘之玉體を、一旦灰燼に奉委、九輪石之御塔御表と仕候儀、數百年來之御定制と相成、遷延至今日候段、恐懼悲嘆之至、有志之輩同一揆に御座候處。

此れは持統天皇以來、朝廷にも火葬の制を御採用せられ、それが數百年來、定制となつたことを云ふ。即ち上古よりの山陵の御制度一變したることを云ふ。

茶毗式を存す  
後光明天皇御新喪之御時より、御火葬被爲廢候得共、其後御代々様葬御龕前堂へ入御、御式被爲濟、夫より山頭堂にて、御茶毗之御作法有之、此所より御廟所までは、寺門僧徒共、御密行と奉稱、御表面は御火葬、御内實御埋葬と申候儀に奉存候。

此の如く火葬は廢せられても、火葬の式をもつて埋葬と云ふことゝなつた次第を云ふ。

元來卑賤之凡夫にても、生は始、死は終、慎終は臣子忠孝之道に於て、最重大事

と奉存候故、人其身分に應じ、禮節を重じ候儀に御座候處、無勿體も、一天萬乘之大君として、表裡不合之御禮節有之儀にては、四海臨御之御體裁に於て、乍恐御瑕瑾にも可被爲渡歟と、奉痛哭候。

此れは從來の表面御火葬、内實御埋葬杯の工作の甚だ不都合である所以を痛嘆したるものだ。

御陵築造願

且御先々代様より、尊號に被爲復、又諸國御陵も御復古に相成候御時節に御座候得ば、何卒泉涌寺是迄之御廟所、甚狹隘にて、可然御地所無之候に付、同寺中にて、清淨之御地所被爲卜、御陵御築造に相成候様仕度奉存候。

復古の實行

御先々代とは、光格天皇以來、尊號上代の制に恢復あらせられたるを云ふ。諸國の御陵も、神武陵を始め、それぞれ山陵の復古が實行せられた。此れは五代將軍徳川綱吉の時代以來、御陵の圯廢を痛嘆する志士續出し、漸くその實行を見るに至つた。即ち此の上申書を奉呈したる戸田大和守の如きも、尤も此事に努力したる一人だ。



尤數百年來御薄葬、御因循之御儀に御座候得ば、一時山陵御築造と申候ては、定て御議論も相生じ可申候得共、是迄龕前堂、山頭堂杯と申費所之御冗費を相省候時は、是又容易に御築造成功可仕と奉存候。

斷じて山陵制復古の然る可き所以を云ふ。

乍然無據御差支之御次第も被爲在、前文之御儀、御採用に不相成、是迄之御園内へ葬御被爲在候御儀に御座候は、斷然内外一致之御埋葬之御禮儀に被爲復、右御茶毗無實之御規式、一切御廢止に相成候様仕度奉存候。

此れは萬一山陵の制復古が出来ない際には、せめて從來の表面御火葬、内實御埋葬杯の無實の規式を廢止せられたしとのこと。

將又名分國體は、天下人心之向背に關係仕候儀に付、右早々御英斷有之、臣子忠孝之標準御教誨無御座候ては、御陵之儀取調出來兼候に付、微衷申上候。此段奉伺候。以上。

十二月晦日

戸田大和守

右意見採用

而して此の意見は、愈よ實行せられ、慶應三年正月廿七日には、今度山陵依舊蹤御再興、被營于泉山と橋本實麗の日記にある通りに舉行あらせられ、二月十六日には大行天皇の御諡號は、孝明天皇と稱し奉ること、仰せ出された。

### 【三】 外人の眼に映じたる崩御

崩御の影響

孝明天皇の崩御が、如何に多大の衝動を岩倉具視等に來したるか、既記の通りだ〔參照ニ七、ニ八〕。將た朝廷、幕府及び其の周邊の一部には、勿論少からざる影響を及ぼしたるが、然も一般民衆に對しては、四十六年後、明治天皇の崩御と比較して、到底同日の論ではなかつた。明治天皇の崩御は、實に國民的大悲嘆、民衆的大哀悼であつた。然も孝明天皇の崩御は、未だそれ程には達しなかつた。そは



一言にして云へば、皇室と國民とが餘りに天地の隔絶を做しつゝあつたからだ。

慶應年間  
國民の皇  
室觀

慶應年間の日本國民も、皇室の尊崇す可きを解してゐた。天皇を現神として、敬仰す可きを解してゐた。けれども其間に「義は君臣、情は父子」の理想境には達してゐなかつた。此れは中間に幕府及び大名が介在して、一君萬民の美風の實行を妨遮したるが爲めに、決して之を以て日本國民の忠愛心の缺乏であると妄斷す可きものではない。

外人の觀  
察

然も當時横濱に於ける外人發行の新聞を見れば、如何に此の崩御が、我國在留外人の眼に映じつゝあつたかを知ることが出来る。

日本新聞二百六十號 横濱開版 千八百六十七年二月 慶應三卯正月十一日 帝の崩御

日本人は前の若將軍源家茂公の薨御を哀める情を、纔に忘るの日、復古御宇の稱號、今上皇帝と云へる尊き帝の喪に逢へり。

將軍家茂は、既記の如く慶應二年七月二十日大阪城に逝いた。孝明天皇の崩御を距る約五個月前だ。

帝は三十七の齡、即ち御宇二十五年に當り、今月三日（實十二月廿八日）京邸に於て崩御し給へり。

申す迄もなく崩御は十二月二十五日、二十九日に喪を發せられた。又帝は多分帝位を續ぐべき十六の一皇子を遺せり。

當時祐宮の御年齢は、足掛け十六歳と申すも、正確のところは嘉永五年壬子九月二十二日（陽曆換算十一月三日）に降誕あらせられたれば、十四歳三個月にて在した。

人心哀痛

假令列聖其威を失て、政務己より出でざれども、尙日本人民の上に、禮教の權を握り、人民も□然として、帝を尊敬せし故に、崩御の布告は深く人の心を痛めり。

此れは如何にも其の通りだ。即ち當時日本國民の心持が、能く外人の眼に映ぜ



られた。

初めての痘感染

余輩帝は痘を憂て崩御し玉へると聞たり。此病は日本國にては、尙通常流行せるものなれども、二千五百六十三年前、此國を御せし神武天皇と云へる始祖より、帝の聖體に染しことなきに、此帝に至り此病を以て崩御し給へるは、特に悲しむべし。

帝王御痘近例

慶應二年は皇紀二千五百二十六年だ。亦た神武天皇以來天皇の玉體には、痘瘡は感染せずと云ふも、中山忠能日記にも、「帝王御痘近例安永二年、文政二年二月」とある。又た慶應二年十二月十七日付には、

主上御痘瘡御治定候。窺御機嫌總可爲文政二年之通被仰出候事。

日本國民の信念

とあれば、其の先例は決して希有ではなかつた。安永は後桃園天皇、文政は仁孝天皇の御宇だ。されば孝明天皇の父君にも、痘瘡に罹らせ玉うたことが分明だ。世上萬民皆迷心あらざるなし。故に余輩は日本人古代の法を尊び、迷へるをその咎とせず。日本人は數千年の間を、帝を天より降れるものと信ぜり。此心

は即ち帝の威力を支持する所以の具にして、將軍の奪ふ能はざる者なり。此れを迷信と做すは、外人の獨斷である。妄想である。別段駁正する迄もなきこと。

帝命絶對

國主と名號せる十八の獨立諸侯の如きも、將軍の求めには應ぜざれども、帝の求めあれば、謹んで遵奉せり。

十八の大名とは、所謂十八國守にして、大名中のまづ有力なるもの、其の名は兎も角としても、當時一般の大名の傾向は、全く此の通りであると云はずんば、此通りに趨きつゝあつた。

況してや小民の振て、護神、帝を見捨て、痘瘡の爲め、崩御し給ふを見れば、此上如何なる恐怖すべき災難の起るをも難計くと、互に相語るは、尤なることなり。

坊間風説

當時孝明天皇の崩御に際しては、坊間にあられもなき風説を生じたるも、天皇の崩御の餘りに意外であつたからであらう。



要するに以上の記事は、眞偽混合なれども、亦た以て如何に、天皇の崩御が外人共の注意を惹きたるかを知らるに餘りあらむ。

### 幕府衰亡の運促進

新將軍家(慶喜公)は幕府の繼嗣に立たまひしかども、依然京坂の間に在て、關東には歸り玉はず、此年十二月五日二條城に勅使參入あつて、正二位大納言右近衛大將征夷大將軍に任ぜられ玉へる、都て將軍家の故事の如くなりき。而して幕府は此際長州征伐の敗軍よりして、頗る兵制の改革を行ひしかども、固より忽に其効績を見る事も無く、其他中外の政治も相變らず其日送りの委にて、此歳も將に暮んとするに臨み、茲に悲嘆すべき一大事の起つたるは、恐れ多くも主上(孝明天皇)此時に於て御惱いたく重らせ給ひ、終に十二月二十九日を以て崩御ましましける御事なりき。朝の嘆き萬民の悲み、言語に絶たる次第にて、將軍家(昭徳院殿家茂公)の薨御いまだ半歳に及ばざるに、此御登遐に逢ひ奉ること、幕府衰亡の運こゝに益々其勢を促したり。〔幕府衰亡論〕

## 第七章 孝明天皇の御一代

### 【三二】 孝明天皇と金甌無缺の國體擁護

昭和十一年二月廿六日、東京には異常事件あり、内外重大危急の際、元老、重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等の國體破壊の元兇を芟除し、以て大義を正し、國體を擁護開顯せんが爲め」と宣言して、陸軍青年將校團蹶起して、重臣、大官を襲撃した。越えて二十七日午前三時に到り、都下に戒嚴令は布かれ、人心洶々、未だ其の真相の如何を詳にしない。但だ天日上にあり、國礎下に鞏し。二月廿七日朝、白頭老學、例によりて前稿を續く。

\* \* \* \* \*

未曾有の治世 孝明天皇は、肇國以來の歴史に於て、未曾有の難局に臨み、未曾有の御世を知ろしめし給うた。



天皇の責任觀念

米國の太平洋から西漸して來る勢力と、歐洲の印度洋、支那海を經、若しくはシベリヤ大陸を經、東漸し來る勢力とが、我が日本帝國を、殆んど挟み撃にした。豫て來る可しとの評判はあつたが、それも日本の大政を委任せられたる幕府が閉却したる爲め、全く準備なきところへ、押し寄せ來つた。斯る場合に際して、至尊の御心配は、如何ばかりであつたらう。恐れながら孝明天皇は、歴代の天皇中、責任觀念の最も濃厚、強烈なる御方にて在した。されば神武天皇以來、列聖相繼ぎ、金甌無缺の國體を、此の御宇に於て冒瀆、毀損せらるゝことは、伊勢の神宮に對し、歴代の祖宗に對し、如何に御心苦しく在らせられたる乎。恐れながら想像の及ばぬ程であつた。

天皇と幕府

孝明天皇は英明の御方で在したが、然も後鳥羽天皇、後醍醐天皇が、鎌倉幕府、若しくは足利幕府を倒して、朝權を恢復せんと爲し給うたる如く、徳川幕府を倒さんとの思召は、始終あらせられなかつた。幕府が勅許を俟たずして、外國との和親條約に調印したるに就ては、非常に逆鱗ましましたるが、然も此れが爲め

局面打破の御考無し

に、討幕軍を起さん杯の御企ては、出で來らなかつた。

固より未曾有の新時局に際しては、悉く皆舊慣に仍る可き事は不可能であれば、決して現状維持をもて、御満足あらせられざるは言を須たない。さりとて決して局面打破を好ませられなかつた。乃ち是非改正を要する點だけは改正するも、保存して必要な部分をば、併せて改正するを好み給はなかつた。有體に申せば、他迄舊慣を固執せんとしたる井伊直弼等の仕打をば、嘉みし給はなかつた。同様に、幕府制度を、根本的に顛覆し、朝權を恢復せんとしたる急進説にも與みし給はなかつた。或る場合に近衛家に賜はりたる宸翰中に、「逆賊實美」などとの文句あるは、此れが爲めだ。

三條等の過激御厭

即ち長州其他急進的勤皇派に擁せられたる三條實美等が、餘りに討幕運動に、至尊を擔ぎ上げ參らせんとしたるを遺憾に思はせられ、彼等の粗暴過激を、しみん、厭はせられ、斯くは宣はせられたものと拜察せざるを得ない。固より此れは一時御憤激の餘りに出でたる文句にして、必らずしも斯く確定的の宸慮



と斷ず可きではないが、若し後鳥羽天皇、後醍醐天皇をして、此の場合に在らしめ給うたならば、却つて三條實美等を驅使鞭撻し給ふたやも、未だ知る可からずだ。さりとて孝明天皇には、決して幕府の措置に満足あらせられなかつた。例せば、御製に、

あぢきなやまたあぢきなや葦原の頼むかひなき武藏野のはら

とある通り、幕府には、少からず失望し給うた。けれども失望あらせられたるが爲めに、直に幕府を顛覆す可しとの思召は無かつた。

ほことりて守れ宮人九重のみはしの櫻風そよぐなり

との御製の如きも、防禦的の意義にして、決して進攻的の意義は含蓄してゐない。只だ朝權の方さに墜ちんとするを擁護せよとの思召にて、決して天下の武夫、壯士を磨いて、直ちに關東を征伐せよとの意義ではない。

要するに孝明天皇の始終御關心は、對外的の措置が、御心に應ぜざる爲め、餘儀なく幕政にも御干涉あらせられたるものと拜察するが、適當の見解であらう。

對外御關心

### 【三三】 平和的攘夷

外國交通御嫌ひ

孝明天皇が若し單純の攘夷家であらせられたならば、若しくは單純の開國家であらせられたならば、御惱は寧ろ輕かつたであらう。けれども其實は何れにても在らせられ無かつた。天皇は飽迄外人を近くることを好み玉はなかつた。外國との交通を以て、我が國體を毀損するものと認め玉うた。けれども又た飽迄戰爭を好み玉はなかつた。されば天皇の思召を平たく云へば、戰爭にならないう程度に於て、外人を追拂へと云ふことであつた。けれどもそれは事實の上に於ては無理の相談であつた。蠅や蚊を拂ふさへも、口上では出來ない。況んや外人をやだ。

天皇御惱の因

彼等外人は如何に日本に來るなと云ふも、日本に近くなと云ふも、日本人が武力もて、之を退治せざる以上は、決して一步たりとも後退するものではないからだ。然も武力もて退治するは、決して天皇の思召ではなかつた。さりとて其儘



外人を日本に近づけ、若しくは日本に居らしむることも、天皇の思召ではなかつた。然らば則ち如何にす可き。此處に天皇の御惱みは存した。同時に天皇の攘夷派及び開國家に對する御惱みは存した。而して彼等の恐れながら天皇に對し奉る當惑も存した。

天皇と他の攘夷派との相違

主上は對外の思想に於ては、全く他の攘夷派と同一に在せられた。けれども他の攘夷派は、其の心中に於て、之を欲したる乎、否乎は暫らく措き、彼等は其の結論を正視し、結論に當面するを畏避しなかつた。結論とは戦争だ。馬關攘夷が其の適例だ。然るに其の結論たる戦争は、天皇の尤も回避せんとし玉ふところであつた。

御思想の矛盾

主上は平和思想に於て、開國家と同一であらせられた。開國家の中には、開國が前提にして、平和が結論のものもあつた。平和が前提で、開國が結論のものもあつた。此れは何れの順序から見ても理由がある。けれども孝明天皇は、攘夷的平和であり、平和的攘夷であるも、決して開國を好ませ玉はなかつた。其の好ませ

攘夷派の味方

玉はなかつた程度は、戦争と同一であつた。されば主上の御思想には、此處に兩立し難き矛盾があつた。而して其の結果として、天皇の御立場は、攘夷派、開國派との双方へ跨がらせ玉うた。其の外夷を攘ふ丈は、攘夷派であらせられた。其の平和を主とする點に於ては、開國家であらせられた。

開國派の味方

此處に於て攘夷派は、天皇を以て己等の味方であらせられたと信じてゐた。けれども、彼等が攘夷論を前提として、其の結論に驀地暗に到達する際には、天皇は決して彼等の味方では無かつた。天皇は彼等が無謀の舉を爲して、國家を禍亂に導き、生民を塗炭の苦に陥るゝを、寧ろ甚だ嫌厭し玉うた。又た開國家も、平和の一點に於ては、天皇を大なる味方としたが、然も其の平和の方便としての開國條約、通商條約、開港、開市の條約には、天皇は彼等に取りては、實に大なる難題であつた。天皇が最後まで兵庫開港を勅許あらせられ無かつたのも、要するに外人が、皇居の周邊に接近するを嘉みし玉はざるが爲めだ。

御立場の推移

されば天皇が或時は急激派の攘夷派に與みし、或時は溫和派の開國家に與み